

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	48 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	39 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	72 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	53 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 12 月、63 年 1 月、同年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 47 年 10 月まで
② 昭和 62 年 12 月及び 63 年 1 月
③ 昭和 63 年 8 月及び同年 9 月

私は、自身で国民年金加入手続を行った記憶は無いが、前妻が昭和 41 年に結婚したところ、私の国民年金の加入手続及びその後の国民年金保険料を 3 か月ごとに納付してくれていたと思うが、詳しいことは分からない(申立期間①)。

私は、昭和 58 年ごろ前妻と離婚して A 市に転居したが、当時から自宅近くで店を経営していた知人に給料の大半を渡し、同人がその給料の中から金融機関で私の保険料を納付してくれていたと思うが、詳しいことは分からない(申立期間②)。

私は、B 市転居後は、自身で毎月、金融機関の口座振替により保険料を納付していた(申立期間③)。

申立期間①、②及び③について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、いずれも申立期間は 2 か月と短期間である上、申立期間を除き、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたころの昭和 49 年 2 月以降の国民年金加入期間に未納は無い。

また、申立人は、申立期間②直後の昭和 63 年 2 月に C 市 D 区へ、申立期間③の期間中の同年 8 月に B 市へそれぞれ住所変更を行っているところ、国民年金の住所変更手続は適切に行われている上、申立期間②及び③について、いず

れも前後の期間の保険料は現年度納付されている。

さらに、申立期間②及び③直後の保険料がそれぞれ納付された時点において、いずれも申立期間②及び③の保険料は現年度納付が可能であった。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和 41 年に結婚したころ、前妻が申立人の国民年金加入手続を行い、その際に保険料を納付してくれていたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 5 月ごろに払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間①の保険料は現年度納付することができず、その大半の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人の特殊台帳を見ると、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの保険料について、第 2 回特例納付実施期間中（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで）に特例納付していることが確認できるところ、申立人の前妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったと考えられる 49 年 2 月ごろは、申立人は 38 歳であり、同年 2 月以降 60 歳に到達するまでの間の保険料をすべて納付しても申立人が年金受給資格を得るのに必要な 25 年間の納付期間を充足しておらず、受給権を確保するために申立期間①を含む過去の未納期間のうち、上述の期間の保険料を特例納付したものと推認される。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①に係る保険料納付に直接関与しておらず、納付していたとする前妻とは離婚して事情を聞くことができず、当時の国民年金への加入状況、申立期間①の納付状況等の詳細は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、社会保険事務所によると、申立人からの照会に伴い、昭和 36 年 7 月から 37 年 4 月までの厚生年金保険被保険者期間の記録が判明して統合した結果、同期間は、上述の特例納付期間の一部と重複していたことが判明し、同期間の保険料を平成 19 年に申立人に還付処理をした。その後、申立人から 21 年 5 月に還付した保険料の返還を受け、同期間の保険料を未納である申立期間①のうち、昭和 38 年 4 月から同年 12 月までの保険料納付済期間として納付期間の変更処理を行ったとしている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月
② 昭和42年11月及び同年12月

私は、社会保険庁から送付されてきた「ねんきん特別便」を見たところ、昭和42年9月（申立期間①）と同年11月及び同年12月（申立期間②）の納付記録が無く、社会保険事務所で確認したところ、当該期間の保険料は、既に還付済みとの説明を受けた。

私は、申立期間①及び②の保険料の還付を受けた記憶は無く、私が所持する国民年金手帳の申立期間①及び②の検認印が押された部分に還付の表示はない。保険料の還付を受けたのであれば、還付を受けたことのある妻の国民年金手帳の検認記録欄のように、検認印の上に還付の印が押されているはずだと思う。

申立期間①及び②について、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人に係る国民年金記録をみると、当初は当該期間の保険料が納付済みとなっていたが、昭和45年度に社会保険事務所が、申立期間①については、昭和42年10月1日付け国民年金被保険者資格の取得のため納付不要の、申立期間②については同年11月1日付け国民年金被保険者資格の喪失をそれぞれ理由として当該期間の保険料を申立人に還付していたことが確認できる。

しかし、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年9月12日付けで夫婦連番で払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、同年9月（申立期間①）の検認印は、夫婦共に同年9月12

日であることが確認できる。

また、申立期間①当時には、申立人に係る厚生年金保険の加入記録は無く、本来、国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であったものと考えられる。

さらに、申立期間①の申立人の妻の記録についても、社会保険庁のオンライン記録では、当初、昭和42年10月1日に資格を取得とされていたが、平成元年4月付けで資格取得日が昭和42年9月1日に訂正された上、同年9月が未納から納付済みに訂正されていることが確認できることなどから、当時、申立期間①について、事実と異なる資格取得日の処理がなされて還付処理が行われたものと認められる。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和42年11月20日から厚生年金保険被保険者期間であり、申立期間②の保険料が還付されたことに事務処理上不自然さはないと認められ、ほかに還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、独身のころ、A市B区で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、昭和42年6月にC市へ、同年12月に結婚してD市に転居した。

転居後の昭和45年ごろ、近所の家に来た集金人を通じて結婚後も引き続き保険料を納付するための手続をしてもらった。

手続が遅れて未納だった期間の保険料を、D市で手続後にさかのぼって納付した記憶がある。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、法定免除期間の保険料についても、その後、分割して追納するなど、申立人の納付意識は高いものと考えられる。

また、申立期間は12か月と比較的短期間である。

さらに、申立人に係る国民年金記録をみると、A市B区の国民年金被保険者名簿には昭和42年1月から同年3月までの納付記録が確認できないが、特殊台帳には当該期間について納付済みとされて記録されており、当該期間の保険料は過年度納付されていることが推認され、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料についても、D市で住所及び氏名変更の手続後に過年度納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間に係る申立人の夫の保険料は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

妻が国民年金に加入していたので、結婚を契機に私も国民年金に加入した。昭和48年になってから、A市役所で手続をした。結婚前に妻が保険料を2年間さかのぼって納付しているのを知って、加入手続の際、20歳到達時までさかのぼって納付したいと申し出たが、2年間しかさかのぼれないと言われたので、2年間さかのぼって納付した。さかのぼって納付したのはこの時だけで、以後は私と妻の保険料の夫婦二人分をその都度納付している。

さかのぼって納付した際の領収証は、当時、妻に「大事なものだから保管しておいてくれ。」と渡したが、40年前のことなので、どこに保管したのか分からなくなってしまった。しかし、納付したのは確かなので、申立期間が納付済みであると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和48年に国民年金に加入し、2年分の保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、手帳記号番号払出簿から昭和48年7月31日に払い出されていることが確認でき、払出時点において、46年4月にさかのぼって過年度保険料を納付することは可能であったことが分かる。

また、申立人の妻は、結婚前の昭和46年7月16日に44年4月から46年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、自身も過年度納付を申し出たとする申立人の陳述と符合する上、20歳到達時までさかのぼって納付したいと申し出たところ、2年間しかさかのぼれないと言われたことを記憶しているなど、過年度納付手続時の記憶が明確であり、かつ、その記憶は制度上

とも符合している。

さらに、申立人は申立期間以外に未納が無く、保険料の納付意識が高いほか、申立人が記憶している納付書の様式は、過年度納付書の様式と符合しているなど、申立人の陳述に不自然さはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から3年12月まで

夫から、近くに住んでいた母親に頼んで、平成2年1月から同年12月までの保険料を同年10月ごろに、3年1月から同年12月までの保険料を同年10月ごろに、それぞれ納付してもらったと聞いている。

当時提出した夫の確定申告書控えの社会保険料控除の欄に、国民年金保険料納付額を計上しているので、申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る申立人の夫の確定申告書の控えを見ると、平成2年分及び3年分の社会保険料控除欄に記載された金額は、2年1月から同年12月まで及び3年1月から同年12月までの、申立人及びその夫の保険料額の合計と一致する。

また、申立人の夫の顧問税理士は、夫が持参した領収書等の金額を確認して夫の確定申告書を作成したとしているところ、夫は、昭和58年分以降の確定申告書(控)をすべて所持しており、各年の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料額は、60年、平成2年及び3年を除いて各年の社会保険庁の納付記録とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年11月及び同年12月並びに63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年9月まで
② 昭和61年11月及び同年12月
③ 昭和63年1月から同年3月まで

私は、昭和57年12月に会社を転職したことに伴い、厚生年金保険から国民年金に切り替えるため区役所へ行ったところ、「厚生年金保険の加入期間を充足しているので、国民年金は強いて加入の必要は無い。」とのことであったので、国民年金の加入を見送った。しかし、社会保険庁の記録をみると、61年4月から63年10月までが国民年金の加入期間となっている上、この間の保険料に未納があることから、まるで他人の納付状況のように異様なものに思われ、この点が私の納付記録に不信を抱いた理由である。

私には、国民年金の加入手続を行った確かな記憶は無いが、加入した記録があるのなら、妻ではなく、私自身が行ったと思う。また、保険料の納付についても、納付すべきものがあるのなら、必ず納付期限内に納付しているはずであり、私に未納など無いものと確信している。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の状況から、昭和63年4月ごろに行われたものと推定され、この時点において、申立期間①、②及び③の保険料は、時効にかかわらず納付が可能であった過年度保険料及び現年度保険料であるが、申立人は、当時の保険料の納付について記憶が明確でないことから、具体的な納付状況は不明である。

そこで、申立人に係る社会保険庁の納付記録をみると、加入手続が行われた

とみられる昭和63年4月から同年11月までの保険料を現年度納付していることから、申立人は、国民年金に加入後、年度当初に区役所から送付される当該年度の納付書により、遅滞なく保険料を納付していた状況がうかがえるが、申立人が同年11月1日に厚生年金保険に加入したことにより、同年11月の国民年金保険料が重複納付となり、2年さかのぼって、その時点で時効が完成する直前の61年10月の保険料に充当されていることが、申立人の過誤納記録により確認できる。

したがって、当該保険料が充当された時点において、申立期間①は、時効により保険料を充当することができない未納期間であったものと考えられる上、申立人が未納期間であった申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、充当後の保険料の差額600円は、平成元年1月に申立人の預金口座に還付金として振込支払されていることが同過誤納記録により確認できることから、申立人は、当該還付請求時において、担当者から充当期間とともに当時の未納期間について説明を受け、この時初めて自らの納付状況を認識したものとみるのが自然であり、その後において、同年4月、同年7月、同年10月及び2年1月に、それぞれ時効にかからず納付が可能であった申立期間②直後の昭和62年1月から申立期間③直前の同年12月までの保険料を、順次過年度納付していることから、当時における申立人の未納解消の努力がうかがえる。

また、当該還付請求時において、申立期間②及び③は同様に時効にかからず納付が可能であった過年度保険料であり、それぞれ2か月及び3か月と短期間である上、このような申立人の納付行動等を踏まえると、申立人が申立期間②及び③の保険料を過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年11月及び同年12月並びに63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から48年3月まで
② 昭和49年1月から50年3月まで

私は、国民年金保険料は納付するものだと思っていたので、納付しているはずである。当時の納付状況等は全く覚えていないが、上記期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持する国民年金手帳をみると、昭和48年8月22日に発行されている上、同日付けの領収印のある申立期間①直後の同年4月から同年6月までの保険料に係る窓口納付用の領収証書を所持していることから、申立人は、この日に加入手続と同時に当該期間の保険料を納付したものと考えられ、加入当時における納付意識の高さがうかがえるとともに、この時点において、申立期間①の保険料は、時効にかからず納付が可能であった過年度保険料である。

また、申立人に係る社会保険庁の記録をみると、加入手続と同時に保険料を納付したとみられる昭和48年4月から同年6月までの期間については、当初、未納期間と記録されていたところ、申立人の所持する当該領収証書に基づき、平成19年7月に納付済期間として記録訂正が行われていることから、当時における行政側の記録管理に不備があったことをうかがわせる。

さらに、申立期間①は5か月と短期間であることなどを踏まえると、申立人が申立期間①の保険料を過年度納付していたものとみても不自然ではない。

なお、申立人に係る社会保険庁の資格記録をみると、当初の国民年金の資格取得日は、申立期間の始まる昭和47年11月30日であり、申立人の所持する

国民年金手帳の記載と一致しているが、平成 16 年 1 月 21 日に、現在の昭和 47 年 12 月 6 日に記録訂正されていることなどを踏まえると、同年 11 月についても過年度納付していたものとみても不自然ではない。

次に、申立期間②について、申立人は、その直前の昭和 48 年 12 月に A 市 B 区内において C 町から D 町に転居するとともに、申立期間②中の 49 年*月に長女を出産するなど生活状況に大きな変化がみられるほか、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間②直後の 50 年 4 月から、申立人が再就職し国民年金の資格を喪失する 51 年 6 月まで免除期間(昭和 56 年 12 月 25 日に追納)となっていることなどを踏まえると、この当時、保険料の納付が困難な状況であったものと考えられる。

また、申立人は、保険料はすべて納付しているはずであると陳述するのみであり、申立期間②の保険料を納付したとする具体的な陳述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 11 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月から 46 年 12 月まで
② 昭和 56 年 7 月から同年 12 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

国民年金の加入については、昭和 44 年 7 月に夫が死亡した後に、国民健康保険の手続と一緒に A 区役所において、自分で行ったはずである。

申立期間①の保険料については、加入手続後に区役所からもらった納付書を持って、自分で郵便局で納付したはずである。

申立期間②及び③の保険料納付については、同じく納付書を持って、自分で郵便局又は銀行等に行き納付していたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人は、国民年金保険料の納付記録が認められる昭和 47 年 1 月から 60 歳到達時までの期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付済みである上、申立期間②直前の期間及び申立期間③直後の期間の保険料について、現年度納付していることが確認できることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②及び③は、それぞれ 6 か月と短期間である。

さらに、申立人は、過去において国民年金保険料を 2 回にわたり過年度納付している記録も確認できることから、仕事が順調であった申立人が、申立期間の保険料のみを未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は 昭和 47 年 7 月に払い出されており、また、特殊台

帳を見ても、同年1月17日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付書により納付したと申し立てているが、B市において納付書方式による保険料収納が開始されたのは昭和48年4月であり、当時の制度状況と符合しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年12月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月から41年3月まで

私は、養父が生前、義務として国民年金に加入しなければならないと言っていたことをよく覚えている。

養父は、社会的な事柄に対して知識もあり、責任を重んずる性格でもあり、本来なら会社に勤めて厚生年金保険に加入するのが常ではあるが、私には家で行儀見習いだけをさせる代わりに、親子一緒に国民年金に加入し、保険料を納付しておいたと話してくれていた。

養父母の納付記録を見せてもらおうと、国民年金の制度開始から全く未納なく、保険料が完納されている。

養父が私の保険料のみ未納にしておくはずは無く、申立期間に係る保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、養父母と一緒に国民年金に加入したと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、養父母と連番で昭和41年6月1日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人の養父母の納付記録をみると、国民年金制度開始時から60歳到達までの国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、養父母は、昭和41年6月1日に国民年金手帳記号番号が払い出されてから、年金受給資格及び給付額の加算を得るために、国民年金制度開始時までの国民年金保険料をさかのぼって納付しており、同時期に申立人の申立期間の保険料についてもさかのぼって納付することは可能であった。

これらのことから、納付意識が高く生活も順調であった申立人の養父が、自身と妻の合わせて60か月の保険料のみをさかのぼって納付し、18か月と短期間である申立人の申立期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立人の所持する年金手帳を見ると、昭和42年10月から44年4月までの国民年金保険料について、厚生年金加入期間との重複を理由に還付されていることが確認できる。

この点について、社会保険庁の取扱いによれば、国民年金保険料に係る還付金が生じた際、過去に未納期間があり、納付期限に係る時効が到来していない場合は、還付に代えて当該未納期間の保険料に充当することとなっていることから、仮に申立期間が未納であったならば、当該還付金は申立期間のうち、時効となっていない期間の保険料に充当されるべきところ、そのような記録は無く、還付時点において申立期間は未納扱いとはなっていなかったと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年1月28日から同年10月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和24年1月28日）及び資格取得日（昭和24年10月2日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年1月28日から同年10月2日まで
② 昭和27年2月1日から29年2月1日まで

私は、昭和22年11月1日に次兄が経営していたA社に入社し、26年1月15日に次兄と口論の末、いったん退職するまで継続して勤務していた。社会保険庁の記録によると、途中退職したこともないのにA社に勤務していた期間のうち、24年1月28日から同年10月2日までの約8か月間が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

昭和27年2月1日に義姉（次兄の妻）に頼まれ、A社（昭和25年3月にA社を法人化。）に再入社し、31年7月25日に退職するまで継続して勤務していた。社会保険庁の記録によると、同社に勤務していた期間のうち、27年2月1日から29年2月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。当時、従業員は5人以上いたはずであり、厚生年金保険に加入していないことは考えられない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和22年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取

得し、24年1月28日に被保険者資格をいったん喪失した後、同年10月2日に同事業所において被保険者資格を再取得していることが確認できる。

しかしながら、昭和24年4月ごろから25年7月までA社に勤務していた旨陳述している同僚から、「義兄が昭和23年からA社に勤務しており、その紹介で同社に入った。申立人は申立期間において義兄と一緒にA社に勤務していた。」旨陳述が得られたことから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「これからの時代、質の良い従業員及び新卒者を採用するためには社会保険に加入する必要があると思ひ、従業員と相談し、積極的でない次兄に加入を強く勧めた。自分でも何人かの従業員を入れた。当時の人たちの名前は今でもよく覚えている。当然、社会保険には関心が高く、給料袋の表には支給内訳が記載されていたので、途中で保険料控除が無くなれば気付くはずである。」旨陳述しているところ、申立人は、当時から約60年経過した現在でも、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当時の同僚(22人)のほとんどの名前を記憶していることが認められる。さらに、当該名簿で名前が確認できる同僚は1人を除き、申立期間において被保険者資格が継続していることが認められる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には備考欄に被保険者資格喪失時における健康保険被保険者証の返納の有無の記載欄が設けられているところ、申立人が、昭和24年1月に被保険者資格を喪失した際、健康保険被保険者証が返納された記録は認められない。なお、申立人が26年1月15日に2回目の被保険者資格を喪失した際は健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

このほか、申立期間①において、申立人が求職又は一時退職したこと及び雇用上の身分が変わったことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年12月の社会保険事務所の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡しており陳述が得られないため不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年1月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含

む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、昭和27年2月1日にA社に再入社した理由について、「次兄の妻から戻ってきてほしいと頼まれたからである。」旨申し立てしているところ、次兄の妻、次兄及び長兄は既に死亡しており、このほかの同僚も死亡、連絡先不明及び照会に対する回答が無いため、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社は、昭和26年2月15日にいったん厚生年金保険適用事業所で無くなった後、29年2月1日にA社として再び適用事業所となっているところ、申立期間は、同社が適用事業所で無かった期間に該当する。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年1月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年8月15日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月11日から同年8月15日まで

私は、昭和20年1月10日までA社B工場（現在は、A社B事務所。）（C市D区）に勤務していたが、職場の指導者として同年1月11日にE市にあった同社F工場に異動し、終戦となる同年8月15日まで勤務していた。

終戦と同時にA社F工場の業務も休止になり、半ば解散のような形で、同僚は皆バラバラになってしまい、私は退職した。退職後は、C市の実家に帰ろうと思ったが、C市も大変な状況で、食べるものが無く生活できないとのことだったので、父の田舎であるG県に行き、1年間ほど居候させてもらっていた。

平成元年にH社を退職する際、社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社F工場における厚生年金保険加入記録は見当たらないとのことだった。大変な思いをしながら勤務した期間だったにもかかわらず、記録が無いのは納得できないので、同社B事務所に確認したところ、私が昭和20年1月11日に同社F工場に転出した旨の証明書が発行され、転勤の事実だけは証明されたものの、同社F工場の資料は焼失して存在しないとのことで、厚生年金保険被保険者記録は確認することができなかった。

その後、年金記録問題が社会問題になったことから、あらためてA社本社に確認したものの、やはり記録は残っておらず不明との回答であった。しかし、申立期間において、同社F工場勤務し、厚生年金保険料を控除されて

いたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が作成し、A工場B事務所が保管していた同社B工場に係る労働者年金保険被保険者名簿の写しによると、申立人に係る欄の備考欄に「F工場 転」の記載が確認できるとともに、平成元年に同社B事務所が発行した申立人の在籍及び転勤に係る証明書において、申立人の同社F工場への転勤日が、昭和20年1月11日であることが認められる。

また、A社B工場における申立人の同僚から、「私が退職した後、申立人がA社F工場に転勤したことを聞いた。」旨陳述が得られた。

さらに、当時は、戦争も最終段階に入り、国民勤労働員令（昭和20年勅令第94号。）が制定され、戦争遂行のための労働力の動員及び就業の徹底が図られる中、職場において指導的立場にあった申立人が終戦までの間に退職していたことは考え難い。加えて、退職前後のいきさつに係る申立人の陳述は具体的に特段不自然な点は認められないほか、社会保険事務所が保管するA社F工場に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、ほとんどの労働者が終戦直後に退職していることが認められる。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA社F工場に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、社会保険事務所が保管するA社F工場に係る厚生年金保険被保険者名簿は棄損が激しく、昭和20年前後は被保険者取得日が前後している例が多数認められるところ、社会保険事務局では、当該被保険者名簿について、「A社F工場を管轄していた社会保険事務所は、戦災に遭い、保管していた厚生年金保険被保険者名簿の一部が焼失している。申立期間に係る同社F工場の被保険者名簿は、時期は不明であるが、書き換えられたものと思料^{しりょう}される。」旨回答している。また、同社F工場の当時の人事記録も空襲により焼失していることから、当該被保険者名簿を完全に復元することは困難な状況にある。

以上の事実を前提とすると、申立てに係る厚生年金保険加入記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、及び被保険者名簿の戦災による焼失等の可能性が考えられる。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続して勤務し、事業主により給与から保険料を控除されていたことが推認できること、及び申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に戦災により失われた可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の事情を考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年1月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（現在は、社会

保険事務所。) に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立ての事業所における資格喪失日は同年 8 月 15 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月21日から同年10月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月21日から同年10月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月21日から同年10月21日まで
② 昭和44年3月21日から同年10月1日まで
③ 昭和52年2月15日から同年6月1日まで
④ 昭和54年7月27日から55年5月6日まで
⑤ 平成元年10月1日から2年7月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①、②、③及び④について加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はB社に、申立期間②はA社に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社にそれぞれ勤務していたのに、勤務していた期間の一部の加入記録が欠けているので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間⑤については、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が9万8,000円となっているが、実際はそれよりも高い報酬をもらっていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社の同僚及び同社の親会社であるA社の元総務・経理担当者の陳述から判断して、申立人が申立期間にB社で勤務していたことは推認できる。

また、A社の元総務・経理担当者は、「申立期間当時、B社の総務・経理事務はA社で行っていたが、申立人がA社からB社に転籍した際、何らかの事務的過誤が生じ、申立人のB社での厚生年金保険の加入手続きが遅れたものと思われる。申立人のみ厚生年金保険料を控除していないとは考えられない。」と陳述している。

さらに、申立人が記憶する同僚の一人は、申立人について、「B社設立時からの同期であった。」と陳述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同社設立時の同僚であるとしている3人の者は、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和42年1月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、B社において厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和42年10月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のA社の元総務・経理担当者は、事務的過誤があったことを認めていることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年1月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社の複数の元総務・経理担当者の陳述から判断して、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

また、当該複数の元総務・経理担当者は、「申立人のA社から同社のグループ会社であるE社への転籍が、予定より遅れたことにより、何らかの事務的過誤が生じ、申立人のA社での厚生年金保険の喪失手続きが早まったものと思われる。申立人のみ厚生年金保険料を控除していないとは考えられない。」と陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社において厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年2月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のA社の元総務・経理担当者は、事務的過誤があったことを認めていることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年3月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、C社の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が名前を記憶している申立期間当時の同僚6人について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、加入記録が確認できる3人のうち2人は申立人と同一日の昭和52年6月1日に資格を取得しており、ほかの1人はそれ以後の同年8月1日に資格を取得していることから、C社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させておらず、又は入社してすぐには厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、C社は昭和52年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主は高齢等のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④については、D社の元上司、元総務・経理担当者及び同僚の陳述から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、当該上司及び元総務・経理担当者は、「申立人は、申立期間当時、正社員ではなく、コミッション制度（歩合制）の請負社員として勤務していたと思う。当該請負社員は、社会保険に加入させていなかったため、厚生年金保険料は控除していなかったはずである。」と陳述している。

また、申立人提出の履歴書（退職時に申立人がD社から受理したもの。）には、D社の元総務・経理担当者が記載したと申立人が陳述している「昭和54年1月21日入社・アルバイト、55年4月21日正社員」のメモ書きが確認できるところ、本メモ書きの「55年4月21日」は、申立人の同社における厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日（昭和55年5月6日）とおおむね同時期である上、前述の元総務・経理担当者は、「当時の給与支払方法は、毎月20日締め、25日払いであった。」と陳述していることから、同社は、申

立人について、昭和 55 年 4 月 21 日に正社員に昇格させ、同年 5 月 6 日に厚生年金保険に加入させたものと考えられる。

さらに、申立人に係る社会保険庁の記録をみると、申立人は、申立期間の大半を含む昭和 53 年 12 月から 55 年 2 月までの期間について、国民年金の申請免除を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑤については、申立人は、F 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出の平成 2 年 2 月分の給与明細書を見ると、給与支給総額は 57 万 160 円であるが、記載されている厚生年金保険料控除額の 5,720 円から算定される標準報酬月額は 8 万円であり、社会保険事務所の記録（9 万 8,000 円）とほぼ符合する。

また、F 社の現在の総務人事部の担当者は、申立人提出の給与明細書について、「この給与明細書は、正社員のものではなく、フルコミッション制度（完全歩合制）の請負社員のものである。総支給額は 57 万 160 円であるが、厚生年金保険料の控除は、記載どおり 5,720 円だったはずである。」と陳述しており、申立期間当時の同僚も、「申立期間当時、申立人はコミッション制度の社員であったと思う。」と陳述している。

さらに、社会保険事務所の記録には、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正等不自然な点は認められない。

なお、申立人提出の前述の給与明細書における厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額（8 万円）は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額（9 万 8,000 円）より低額となっていることについては、F 社では、申立人の資格取得時に標準報酬月額を 4 級相当額の 8 万円としていたが、平成元年 12 月 1 日に標準報酬月額の等級が改正され、4 級相当額が 9 万 8,000 円に変更されたにもかかわらず、誤って改正前の 4 級相当額の 8 万円のみで保険料控除を行ったものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和20年11月7日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月7日から21年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、C社。）B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。退職時に同社から交付された厚生年金保険通知書には、資格取得日が「昭和20年11月7日」と記録されており、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社C社B工場発行の「厚生年金保険通知書」及び同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間に、同社B工場に勤務していたことは推認できる。

また、前記の「厚生年金保険通知書」には、資格取得日が昭和20年11月7日と記録されており、現在のC社は、「当時の事情は不明ながら、当該通知書は、書式及び印影等を見る限り、A社B工場が申立人に対し、申立人が厚生年金保険に加入していたこと及びその期間を証する目的で発行した文書であると思われる。」と回答している。

さらに、A社B工場の複数の同僚は、「試用期間は無かった。」旨陳述をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたと認められる。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和21年4月の社会保険事務所の記録から、90円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在のC社は、D社（A社が名称変更。）の清算法人を吸収合併した法人であり、申立人に係る申立期間当時の資料等は保管されておらず、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月8日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、昭和61年3月21日から同年5月6日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和60年4月8日から同年5月1日まで
③ 昭和61年3月21日から同年5月6日まで
④ 平成元年11月3日から同年12月1日まで
⑤ 平成3年4月28日から同年5月1日まで
⑥ 平成6年7月1日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。

所持している申立期間に係る給与支払明細書の保険料を控除された回数と比較して厚生年金保険の加入月数が少ないことに納得がいかない。

また、退職した月が厚生年金保険に未加入とされていることにも納得がいかない。

申立期間に係る給与支払明細書を提出するので、当該期間について、厚生年

金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人提出の給与支払明細書から、申立人が昭和 60 年 4 月 8 日から A 社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額及び申立人の A 社における昭和 60 年 5 月の社会保険事務所の記録から、36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を控除したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、申立人提出の給与支払明細書から、申立人が、昭和 61 年 3 月 21 日から B 社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書及び申立人の B 社における昭和 61 年 5 月の社会保険事務所の記録から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を控除したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④については、申立人は、C 社における離職日は昭和 60 年 3 月 20 日であったと陳述しており、雇用保険の記録では、申立人の資格喪失日は同年 3 月 30 日と記録されている。

また、申立期間④については、申立人は、B 社における離職日は平成元年 11 月 2 日であったと陳述しており、このことは雇用保険の記録からも確認できる。

さらに、申立期間⑤についても、申立人は、D 社における離職日は平成 3 年 4 月 27 日であったと陳述しており、このことは雇用保険の記録からも確認できる。

ところで、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する

場合には、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、C社では昭和60年3月31日であり、B社では平成元年11月3日、及びD社では3年4月28日であり、申立人の主張する昭和60年3月、平成元年11月、及び3年4月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①、④及び⑤において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

申立期間⑥については、申立人提出の給与支払明細書から、申立人が、平成6年8月までE社に勤務したことが認められる。

しかし、平成6年7月及び同年8月の給与支払明細書の厚生年金保険料欄には保険料の記載が無く、保険料が控除されていないことが確認できる。

また、E社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者喪失届には、申立人が、平成6年7月1日が資格喪失日として記載されている上、雇用保険の資格喪失日の記録は、厚生年金保険の記録と一致している。さらに、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を、平成4年3月から同年9月までは50万円、同年10月から5年11月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年12月1日まで
社会保険事務所の職員から、申立期間の標準報酬月額が24万円になっている旨説明を受けた。

申立期間当時は、A社でB業務に従事していて、社会保険の届出及び給与計算などは担当しておらず、自分の標準報酬月額が24万円になっていることは全く知らなかった。当時は50万円前後の給与の支払いがあったので、標準報酬月額を、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成4年3月から同年9月までは50万円、同年10月から5年11月までは53万円と記録されていたところ、申立人が当該事業所の被保険者資格を喪失した日（平成5年12月1日）の後の6年4月7日付けで、申立期間の標準報酬月額を24万円に遡^{そきゅう}及して引き下げて訂正されていることが確認できる。しかし、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成4年3月から同年9月までは50万円、同年10月から5年11月までは53万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を、平成4年3月から同年9月までは41万円、同年10月から5年8月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年9月21日まで
社会保険事務所の職員から、申立期間の標準報酬月額が20万円になっている旨説明を受けた。

申立期間当時は、A社でB業務に従事していて、社会保険の届出及び給与計算などは担当しておらず、自分の標準報酬月額が20万円になっていることは全く知らなかった。当時は40万円前後の給与の支払いがあったので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成4年3月から同年9月までは41万円、同年10月から5年8月までは38万円と記録されていたところ、申立人が当該事業所の被保険者資格を喪失した日（平成5年9月21日）の後の6年4月7日付けで、申立期間の標準報酬月額を20万円に遡^{そきゅう}及して引き下げて訂正されていることが確認できる。しかし、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成4年3月から同年9月までは41万円、同年10月から5年8月までは38万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から29年1月1日まで

私の夫は、A社に昭和27年10月から60年3月31日に退職するまで途切れることなく在職していたのに、申立期間が空白期間となっているのは納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員名簿から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和28年9月8日にA社D支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人のA社D支店から同社C支店への異動日は、昭和28年9月8日であるところ、申立期間当時、同社では異動に伴う社会保険の資格の取得日及び喪失日は、異動発令日の属する月の翌月1日付けで処理していたと認められることから、申立人の同社C支店における資格取得日は同年10月1日として処理されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料等が無く不明としており、このほかに確認できる関

連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月3日から同年7月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を同年7月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月16日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月21日から同年10月1日まで
② 昭和31年1月20日から同年8月1日まで
③ 昭和36年4月3日から同年7月3日まで
④ 昭和43年1月16日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

私は、昭和30年3月21日から31年8月1日までD社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録は30年10月1日から31年1月20日までの期間しかなく、その前後の申立期間①及び②が未加入とされている。

また、昭和32年4月6日から63年5月10日まではA社に勤務したのに、同社B事業所からC事業所に転勤した時期である申立期間③と、C事業所から子会社のE社に出向した時期である申立期間④の加入記録が無い。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和36年4月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、A社C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同事業所で被保険者資格を取得した日と同一の昭和36年7月3日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社が、「申立人が継続して勤務していることから、申立期間も保険料の控除を行っていたと推察される。」としていることから、申立人は、申立期間も同社B事業所において厚生年金保険被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和36年3月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④については、A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して在籍し（昭和43年1月11日に同社C事業所から同社の子会社であるE社に出向。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一の昭和43年2月1日であり、申立期間は適用事業所では無い。しかし、申立人が、出向中の給与はA社から受け取っていたとしており、同社も、「申立人が継続して勤務していることから、申立期間も保険料の控除を行っていたと推察される。」としていることから、申立人は、申立期間も同社C事業所において厚生年金保険被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和42年12月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②については、申立人は、D社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社は、申立期間当時の従業員に係る資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主及び経理・総務の担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、社会保険事務所のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者期間の有る元従業員に照会したものの、申立期間における申立人の勤務実態等は確認できない。

さらに、申立期間①については、本期間に被保険者記録の有る元従業員二人が、「入社後しばらくは厚生年金保険に加入しない期間があった。」としているところ、前述の被保険者名簿の記録から、両人の資格取得日は、自身が記憶している入社時期から5か月又は8か月後であることが確認できる。

加えて、申立期間②については、D社は昭和31年5月25日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、新たにD社として新規適用になったのは同年8月1日であるため、申立期間のうち、同年5月25日以後の期間は適用事業所では無い。

また、i) 申立期間に被保険者記録の有る元従業員の一人は、「当時、会社は業績不振であり、給与の未払いがあった。」としていること、ii) 前述の被保険者名簿を見ると、申立人と同一日の昭和31年1月20日に資格を喪失している者が22人、同年4月21日に資格を喪失している者が21人確認でき、D社が適用事業所でなくなった日まで被保険者資格の有った者は総務担当者1人だけであることから、同社は、同年1月から同年4月までの期間に従業員の被保険者資格を順次喪失させるを行ったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年10月1日から5年6月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、3年10月から4年9月までは28万円、同年10月から5年5月までは36万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成5年6月1日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年6月から同年9月までは36万円、同年10月及び同年11月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から5年6月1日まで
② 平成5年6月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、当該期間の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②については、社会保険事務所に照会したところ、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。A社とB社は同一企業であり、両社には、平成2年10月から9年3月まで継続して勤務した。申立期間②も、両社のいずれかに在籍していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年9月までは28万円、同年10月から5年5月までは36万円と記録されていたところ、同年7月28日付けで、3年10月1日にさかのぼって、同年10月から4年9月までは26万円、同年10月から5年5月までは30万円に引き下げられている。

しかし、申立期間のうち、平成4年1月以降については、申立人提出の給与支払明細書により、当該^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額に相当する保険料額が控除されていることが確認できる。

また、当該標準報酬月額の遡及訂正による引き下げは、同日付けで、申立期間当時の被保険者11人のうち申立人を含む9人の従業員について行われている。

さらに、事業主は、社会保険事務所と相談して自身と妻の標準報酬月額を遡及訂正したと陳述していることから、申立期間当時、当該事業所において社会保険料の滞納があったものと推認される。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年7月28日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について3年10月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年10月から4年9月までは28万円、同年10月から5年5月までは36万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②については、申立人提出の給料支払明細書、雇用保険の記録及び同僚の陳述から、申立人が、申立期間もA社及び系列企業であるB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成5年12月1日であることから、申立人は、申立期間において、A社で被保険者であったと考えるのが自然である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書の保険料控除額から、平成5年6月から同年9月までは36万円、同年10月及び同年11月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、事業主が平成5年6月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年2月24日から34年8月25日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を33年2月24日に、資格喪失日に係る記録を34年8月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月22日から34年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B工場に勤務した期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の高校の同級生であり、同時期にA社B工場に入社した同僚3人及び同社退職後に申立人が勤務した事業所の同僚の陳述並びにA社B工場退職時の状況に関する申立人の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年2月24日から34年8月25日までの期間について、A社B工場に勤務していたことが推認できる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同時期に同社B工場に入社し同じ業務に従事した同僚3人は、いずれも、昭和33年2月24日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、自身が記憶する退職時まで加入記録が存在することが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿に加入記録の有る元従業員17人に照会したところ、自身の入社時期を記憶していた10人は、当該入社時期と厚生年金保険の資格取得時期が一致している。加えて、複数の元従業員は、申立期間当時、ほぼすべての従業員は正社員であり、厚生年金保険に加入していたと陳述してい

る。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年2月24日から34年8月25日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社し同じ業務に従事した同僚3人の標準報酬月額の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年2月から34年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和32年7月22日から33年2月24日までの期間及び34年8月25日から同年10月1日までの期間については、申立人の勤務に関する記憶は曖昧である上、前述の被保険者名簿あいまいにおいて申立期間に被保険者期間の有る元従業員に照会しても、当該期間における申立人の勤務を確認できる陳述は得られなかった。このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち昭和32年7月22日から33年2月24日までの期間及び34年8月25日から同年10月1日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成7年1月から同年3月までは59万円、同年4月から同年11月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年12月13日まで

社会保険事務所の職員から、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円になっている旨説明を聞いたが、当時の給与額は50万円から60万円程だった。標準報酬月額が実際に支払われていた給与よりも低いので、実際の給与支給額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から同年3月までは59万円、同年4月から同年11月までは32万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成7年12月13日。同日付けで申立人も被保険者資格を喪失。）の後の同年12月15日付けで、同年1月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該^{そきゅう}遡及訂正処理は、平成7年12月15日付けで、申立人のほかに二人の取締役についても行われている。

しかし、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、一方、申立期間当時にA社から事務を受託していた社会保険労務士（税理士を兼ねる。）は、「申立期間当時のA社の経営状況は悪く、保険料を納付できなかつたので、平成7年12月13日に厚生年金保険の適用事業所では無くなることとなった。」と陳述していることから、申立期間当時の社会保険料の滞納がうかがわれる。

また、A社に係る商業登記簿から、申立人は、申立期間当時に同社の取締役

であったことが確認できるが、申立期間当時の経理担当者（現在の事業主）は、「申立人は、現場でB業務に従事しており、経理には携わっていない。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月15日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年1月から同年3月までは59万円、同年4月から同年11月までは32万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年6月9日、資格喪失日は19年10月1日、また、B社C部門における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年10月1日、資格喪失日は21年5月17日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、A社に係る期間については昭和18年6月から19年9月までは90円、B社C部門に係る期間については同年10月から21年3月までは90円、同年4月は120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年6月9日から19年10月1日まで
② 昭和19年10月1日から21年5月17日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、B社C部門D事務所で勤務した申立期間に係る加入記録が無いと回答を受けた。B社C部門が発行した在職証明書があり、申立期間にE業務に従事していたことは間違いない。申立期間当時は、厚生年金保険にも加入しており、給与から保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C部門から提出された在職証明書により、申立人は、申立期間においてB社C部門に勤務していたことが確認できる。

また、B社C部門に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と氏名及び生年月日が同一であり、厚生年金保険記号番号の記載は無いものの、資格取得日が昭和19年10月1日、資格喪失日が21年6月7日と記載された未統合の被保険者記録が確認できる。

さらに、当該被保険者名簿において、申立人と同様に厚生年金保険記号番号の記載が無い者のうち同僚5人については、B社C部門が適用事業所となった昭和19年10月1日以前に厚生年金保険の資格を取得していることが社会保険

庁のオンライン記録から確認できるところ、これら5人の者のB社C部門での職種は、申立人と同様、E業務従事者である。

加えて、社会保険事務所の保有する「B社C部門社員の厚生年金保険の加入期間について」によれば、F業務等従事者以外の男子職員は、採用の日を厚生年金保険の加入日とする旨規定されているところ、申立人のB社C部門における採用の日は、同部門提出の在職証明書から昭和18年6月9日であると認められる上、B社C部門の現在の厚生年金保険の担当者は、申立人について、厚生年金保険に加入すべき者であるとしており、申立てどおりの届出を行っていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、この未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、B社C部門に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている未統合の申立人の記録から、昭和19年10月から21年3月までは90円、同年4月は120円とすることが妥当である。

一方、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名及び生年月日が同一であり、資格取得日が申立人のB社C部門での採用日に当たる昭和18年6月9日である未統合の被保険者記録（資格喪失日欄は、空欄。）が確認でき、また、前述のB社C部門の5人の同僚のうち3人は、A社において最初に資格を取得していることが同社に係る被保険者名簿から確認できることから、この未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている未統合の申立人の記録から、昭和18年6月から19年9月までは90円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月1日から40年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を39年9月1日に、資格喪失日に係る記録を40年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年9月1日から42年3月まで

私は、昭和39年9月に、A社に入社し42年3月まで勤務していた。当時は寮生活で、私たちの部屋では給与明細の見せ合いもしており、私だけが違った記録になっていると思った覚えは無い。

私の姉もA社に勤務しており、厚生年金保険に加入しているらしく、一緒に働いていた自分が加入していないことは考えられないため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和39年9月1日から40年8月1日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社の社員寮で同室であったとする同僚及び同じ業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

さらに、複数の同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

期間のうち、昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の職種についていたとする同僚の入社時の標準報酬月額から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 9 月から 40 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 40 年 8 月 1 日から 42 年 3 月までの期間について、申立人が A 社に勤務していたことは、複数の同僚の陳述からは、推認することができない。

また、A 社は、平成 6 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主は既に亡くなっていることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が昭和 40 年 8 月 1 日から 42 年 3 月までの期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 40 年 8 月 1 日から 42 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和17年6月1日に、資格喪失日に係る記録を18年5月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年5月11日まで

私は、昭和12年から兵役に就く18年5月10日までA社で勤務していたが、申立期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨回答をもらった。当該期間、同社においてB業務に従事しており、同僚には記録が残っているので、17年6月1日以降の同社における勤務期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職状況については、同僚の陳述及び申立人が同社における業務内容を明確に記憶していることから、申立人が申立期間において同社でB業務に従事していたことが認められる。

また、申立人がA社で一緒に勤務していたとする同僚は、申立期間に同社において厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

さらに、現在のA社の事業主は、「A社においてB業務に1年以上従事している人は、厚生年金保険に加入させており、申立期間当時も同様であったはずである。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険労働者年金

保険被保険者名簿の記録において、申立人と同年代の同僚の記録から、150円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和25年11月29日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっているため不明であるものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る17年6月から18年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年6月10日）及び資格取得日（昭和29年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月10日から29年3月1日まで

私の夫は、B社の前身であるA社に昭和26年1月10日に入社し、同社が閉鎖となった39年12月末まで継続して勤務していた。

昭和27年6月10日にB社C工場へ責任者として赴任し、29年3月1日まで勤務していた。同工場に勤務していた間は毎月、A社の社長の娘さんが給料を届けに来ていたことを覚えている。

当該事業所で勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者とされていないことに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和26年1月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年6月10日に資格を喪失後、29年3月1日に同事業所において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間当時の同僚二人の陳述から判断すると、申立人は当時、A社からの出向者としてB社C工場で継続して勤務していたことが推定で

きる。

また、社会保険事務所の記録において、上記同僚二人は、申立期間にA社において被保険者記録が継続していることが確認できる。さらに、申立人及び当該同僚二人の陳述から、同社から給与の支払を受けていたことが推定でき、申立期間前後の厚生年金保険加入記録から同期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和45年6月22日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっているため不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る27年6月から29年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年2月1日）及び資格取得日（昭和22年6月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月1日から同年6月1日まで

私は、A社に入社後、昭和20年4月から同年8月までの期間は、軍隊に入隊していたため会社を離れていたが、同年11月に復員し、籍は本社に置いていたが、実際は同社B工場C部門で24年4月末日まで勤務していた。

B工場に勤務している期間のうち、申立期間に係る記録が欠落していることを知り、戦争で軍隊に入隊していた期間でさえ、給与を支払ってくれていた会社が、正常な勤務についている社員の保険料を納付しないことは考えられない。

申立期間について、A社を途中で退職することもなく継続して勤務していたことに間違いはなく、申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B工場において、昭和21年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年2月1日に資格を喪失後、同年6月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社の陳述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間においてA社B工場のC部門で勤務していたとする複数の同僚の厚生年金保険加入記録をみると、同社本社での加入記録が確認された1名の同僚（既に死亡。）を除き、厚生年金保険の加入記録が無い。さらに、同社本社での加入記録が確認できる上記同僚の勤務状況等について別の同僚に照会したところ、「同人は同じC部門の平社員であり、同人のみが特別な立場にあったことはない。」と陳述している。

さらに、A社本社での加入記録が確認できる当該同僚について、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、加入記録は確認できない。この件について、D社会保険事務所では、「当該同僚の受給権発生時までには何らかの記録に基づき、社会保険庁で同氏のA社本社での勤務が入力されたものと考えられる。」と陳述している。

加えて、申立人と同じ昭和21年7月1日にA社B工場で資格を取得している被保険者名簿上に記録がある従業員6名の年金加入記録をみると、全員について全部又は一部のオンライン記録が無いことが確認できる。この件についてD社会保険事務所は、「記録の収録漏れの可能性が高い。」と陳述している。

また、A社人事グループは、「社会保険に加入した社員の保険料を途中で控除しないようになることは考えられない。」と陳述している。

これらの状況から、社会保険庁において何らかの事務的過誤が生じ、申立人を含むA社B工場C部門の従業員の記録が失われたと考えることが相当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について昭和22年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年6月1日に資格を再取得する旨届出を事業主が行ったとは考え難く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日(昭和22年2月1日)及び資格取得日(昭和22年6月1日)を取り消すことが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和32年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和32年7月から同年9月までの標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月26日から32年10月1日まで

私は、昭和30年1月25日にB社を退職し、その翌日にA社に入社した。同社の支店は3支店あり、C支店、D支店及びE支店がそれぞれ存在した。私は、E支店に配属され、同年1月26日から36年9月30日の退職の日までずっと同じ場所で勤務していたが、社会保険事務所の記録では30年1月26日から32年10月1日までの期間が抜け落ちていた。給与明細などは処分して残っていないが、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間のうち、昭和32年7月1日以降の期間において、A社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人は、昭和32年7月1日に被保険者資格を取得していたが、資格喪失(昭和36年10月1日)後の同年10月25日付けで資格取得日を同年10月1日に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このように約4年前にさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格取得の処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和32年7月1日に訂正することが必要である。

なお、昭和32年7月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和30年1月26日から32年7月1日までの期間について、A社の他支店で勤務していた従業員1名は、申立人が30年9月1日以前から同社E支店に勤務していたことを記憶しているが、申立人と同一支

店で勤務していた従業員2名（既に死亡。）のうち1名（後の申立人の妻。）のA社における厚生年金被保険者資格の取得日は、同人が同社で勤務を始めてから1年以上後であったことが申立人の陳述により確認でき、ほかの1名（事業主の妻）は、同社における厚生年金被保険者記録が無い。

また、A社は、平成10年1月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者も既に死亡していることから、当該期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間のうち、昭和30年1月26日から32年7月1日までの期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和30年1月26日から32年7月1日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 18 日から 41 年 10 月 1 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 4 月 16 日まで
③ 昭和 44 年 3 月 31 日から 45 年 8 月 29 日まで

私は、平成 20 年 10 月、海外在住日本人にも厚生年金保険が支払われることを知った。社会保険事務所に問い合わせたところ、昭和 47 年 1 月に脱退手当金を支給済みとの回答があった。46 年 5 月に渡航しており、私は脱退手当金を受給していない。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 5 か月後の昭和 47 年 1 月 10 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間③後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求期間と申立期間③に係る被保険者期間は同一の被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、脱退手当金を受給したとされる昭和 47 年 1 月ごろ、申立人は既に渡航しており、脱退手当金を受給するはずがないと主張しているところ、申立人の査証には日本への入国印が押されておらず、脱退手当金を受給していないとする申立内容は信用できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 2 日から 37 年 12 月 10 日まで
平成 17 年に年金相談に行った際、A社に勤務していた昭和 34 年 3 月 2 日から 37 年 12 月 10 日までの期間が脱退手当金を支給済みと知り、申し立てたが「書類上こうなっている。」と受け付けてもらえなかった。

私は、高校卒業後A社に入社し、昭和 37 年 10 月中ごろにお見合いをして翌年の 38 年 3 月 * 日に結婚式の日取りが決まった。事務の引継ぎも決まったので急に同年 12 月末で退職することになった。結婚のために辞めることになったとみんなに発表していただき、専務より同年 12 月分の給料をこれぞと言われていただいたが、前月の金額と給料が変わらなかったことを覚えている。

脱退手当金が結婚 1 年目の昭和 39 年 3 月 4 日支給済みとのことであるが、お金の面は親に助けてもらっていたので心配いらなかったし、この間社会保険事務所も会社からも連絡は無く、私も、家庭に追われ、関心が無く連絡していない。

当時、年金制度も何も知らなかった私は、決してもらっていないことは確かなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間について脱退手当金の請求手続をした記憶が無いことから、脱退手当金は受給していないとしている。

そこで、社会保険庁の記録をみると、申立期間の脱退手当金は、申立人がA社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 37 年 12 月 10 日から約 1 年 3 か月後の 39 年 3 月 4 日に支給決定されていることが確認でき、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 38 年 6 月 * 日に婚姻し改姓しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず、申立人が旧姓で申立期間の脱退手当金を請求したと考えることは不自然である。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間直後のB社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求期間と申立期間は同一の被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 20 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 35 年 3 月 21 日から 40 年 12 月 16 日まで

厚生年金保険加入期間について、D 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A 社の昭和 34 年 11 月 20 日から同年 12 月 31 日までの期間及び B 社から C 社までの 35 年 3 月 21 日から 40 年 12 月 16 日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

昭和 41 年 6 月 24 日に脱退しているとのことであるが、当時脱退手当金という給付制度があることを知らなかった。

脱退の手続をした社会保険事務所の所在地を聞くと、原本はもう破棄しているので分からないの一点張りである。

原本も無いのに何の証拠があって脱退したと言っているのでしょうか。
納得のいく証拠を出してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証は、氏名が旧姓で、再交付の押印が無く、厚生年金保険に初めて加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②の直前にある 2 つの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求期間と申立期間②は同一の被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和46年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から47年4月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する健康保険組合の加入記録及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人を含む複数の元従業員について、B社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書と健康保険組合の健康保険に係る同決定通知書を比較すると、申立人と同一日に厚生年金保険の資格取得手続が行われた4人のみが、当該資格取得日が健康保険の資格取得日より1か月から6か月後となっており、その他の者については、両資格の取得日はおおむね一致している。

さらに、B社の人事担当者は、申立人を含む元従業員4人の厚生年金保険と健康保険の資格取得日が異なっていることについて、「資料が残っておらず詳細は不明であるが、事務的過誤により厚生年金保険の資格取得手続が遅れたと考えられる。また、申立期間は健康保険に加入しているので、厚生年金保険料も控除していたものと推測される。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年10月の健康保険に係る標準報酬月額の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の同社における資格取得日は社会保険庁の記録どおりの昭和47年4月21日と記載されていることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年10月から47年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年7月15日から32年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を25年7月15日に、資格喪失日に係る記録を32年8月1日に訂正し、25年7月から32年7月までの標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年1月1日から32年8月1日まで
社会保険事務所に夫の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨回答を受けた。

申立期間は、A社に継続して勤務した後、昭和27年ごろに夫婦で同社B支店を開設し、夫は、支店長として61年まで同支店に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述及び申立人の妻の住民票に記載されているC市への転入日から判断して、申立人は、申立期間のうち、昭和25年7月15日以後の期間について、A社B支店で勤務していたことが推認できる。

また、前述の元従業員は、申立人はB支店長であったと陳述しており、申立期間当時に同支店に勤務していた申立人以外の従業員には厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録では、A社B支店は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同支店の申立人以外の従業員は、申立期間当時、同社本店において被保険者資格を取得している。加えて、申立期間において同社本店で被保険者資格を取得している従業員は、「A社に入社したと同時に厚生年金保険に加入した。」旨陳述していることから、申

立人も、同支店が適用事業所となる昭和 32 年 8 月 1 日までは、本店で被保険者であったと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 25 年 7 月 15 日から 32 年 8 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社本店及び同社B支店の元従業員に係る社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 7 月から 32 年 7 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 24 年 1 月 1 日から 25 年 7 月 15 日までの期間については、申立人は、被保険者記録の有る 23 年末以後も継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、現事業主も申立期間当時の資料は無く申立人の勤務実態及び保険料控除は不明であるとしており、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできなかった。

なお、申立人は、昭和 24 年 4 月にD県で婚姻届を提出しているが、当時は住民登録地又は本籍地でしか同届を行うことはできず、当時の申立人の本籍地はE県であったことから、同年 4 月当時、申立人は、D県に住所を有していたものとするのが自然である。

このほか、申立人の当該期間における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 24 年 1 月 1 日から 25 年 7 月 15 日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年3月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年3月1日）及び資格取得日（昭和33年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月1日から同年11月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、C社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年7月1日）及び資格取得日（昭和39年11月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月1日から同年5月1日まで
② 昭和39年7月1日から同年11月5日まで
③ 昭和55年5月31日から同年9月26日まで

申立期間①のA社では、B業務に従事していた。申立期間②のC社では、D業務に従事していた。申立期間③のE社では、F業務に従事していた。いずれの会社でも、途中で退職することなく、継続して勤務していたのに申立期間①、②及び③において、厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において

昭和 31 年 4 月 2 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、33 年 3 月 1 日に資格を喪失後、同年 5 月 1 日に同社において資格を再取得しており、同年 3 月及び同年 4 月の申立期間①に係る被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚は、「申立人は、申立期間を含めずっと仕事内容も変わらなかったし、一時退職したり、仕事を休職したりするようなことは無かった。」と陳述していることから、申立人が申立期間①において A 社に継続して勤務したことが認められる。

また、同僚の一人は、「健康保険、厚生年金保険には全員加入していたと思うし、私が入社した時には、会社から保険料控除についての説明もあった。」と陳述している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社で一度資格を喪失をした後に、再度資格を取得している者は、申立人以外には見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 33 年 2 月の社会保険事務所の記録から 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に適用事業所に該当しなくなっており、事業主への確認もできず不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 3 月及び同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、社会保険事務所の記録では、C 社において昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、39 年 7 月 1 日に資格を喪失後、同年 11 月 5 日に同社において資格を再取得しており、同年 7 月から同年 10 月までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が資格を再取得した日と同じ日に資格を取得している同僚は、「私も C 社では、申立人と同じ D 業務に従事していたが、私が入社した時には、申立人は既に D 業務に従事していた。」と陳述している。

また、別の同僚は、「申立人が、勤務期間の途中で長期間休んだり、一時退職したりするようなことはなく、仕事内容にも変わりは無かった。」としている。

さらに、社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社で一度資格を喪失をした後に、再度資格取得している者は、申立人以外には見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、C社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和39年6月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は既に適用事業所に該当しなくなっており、事業主への確認もできず不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人は、E社の雇用保険の記録では、昭和48年10月27日に資格を取得し、55年5月30日に離職後、同年9月26日に同社において資格を再取得しており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

また、公共職業安定所が交付した雇用保険受給資格者証を見ると、申立人は、昭和55年6月6日付けで公共職業安定所に求職の申込みをしており、申立期間③と重なる同年6月13日から同年9月18日まで雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、E社の事業主は、「昭和55年当時、事業主であった私の父が大病を患ったことから、一時会社の閉鎖を考えて、勤務していたほとんどの人には退職をしてもらった。それから、数か月後、会社が再稼働できる状態になった時、申立人に声をかけ、再度、当社で働いてもらうことになった。」と陳述しているところ、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和55年5月1日に20人いた被保険者が、同年5月31日には申立人を含め12人が資格を喪失していることが確認でき、陳述内容と符合している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を62万1,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年7月8日

私は、A社に平成11年3月16日から19年5月22日まで勤務していたが、このうち16年12月及び17年7月の社会保険庁の記録による標準賞与額が、賞与支給明細書に記載されている総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う賞与額と大幅に相違しているので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支給明細書から、申立人は、平成16年12月10日の賞与については、その主張する標準賞与額（62万1,000円）に基づく厚生年金保険料を、また17年7月8日の賞与については、その主張する標準賞与額（53万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、事業主が29万1,000円及び21万1,000円を標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 4962

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、昭和63年4月から平成元年7月までは30万円、同年8月から2年6月までは38万円、同年7月から4年9月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成4年10月31日まで
私は、昭和63年4月1日から平成4年10月31日までA社で勤務していた。かねてから年金受給額が少ないと思っていたところ、ねんきん特別便が届いたので、社会保険事務所に照会した。社会保険事務所の記録では当初30万円から47万円あった標準報酬月額が、9万8,000円から13万4,000円に、さかのぼって減額訂正されていた。

申立期間当時の確定申告書(控)と源泉徴収票の写しを提出するので、実際の給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する昭和63年から平成4年分までの所得税の確定申告書(控)及び同年分の源泉徴収票の写しから判断すると、申立人は、申立期間において、標準報酬月額(昭和63年4月から平成元年7月までは30万円、同年8月から2年6月までは38万円、同年7月から4年9月までは47万円。)に見合う額の報酬の支払いを受け、当該標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により報酬から控除されていたと認められる。

しかし、社会保険事務所の記録においては、当初、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、昭和63年4月から平成元年7月までは30万円、同年8月から2年6月までは38万円、同年7月から4年9月までは

47 万円と記録されていたところ、申立人が、被保険者資格を喪失した後の同年 11 月 9 日付けで、同年 4 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額が 20 万円に引き下げられている上、さらに、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成 5 年 5 月 26 日）の後の 5 年 6 月 16 日付けで、昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間に係る標準報酬月額が 9 万 8,000 円に、同年 4 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額が 13 万 4,000 円に引き下げられているが、社会保険事務所において係る^{そきゆう}遡及訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

また、A 社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成元年 6 月 30 日から退職した 4 年 10 月 31 日までは同社の経理担当取締役^{そきゆう}に就任していたことが確認できるところ、申立期間当時の同僚からは、「申立人は、退職後は会社に関わりがなかった。」旨陳述しているほか、申立人は遡及訂正処理が行われた 5 年 6 月 16 日においては既に退職後 8 か月が経過しており、標準報酬月額の訂正等について知り得る立場ではなかったと考えられる。

以上のことから、平成 4 年 11 月 9 日及び 5 年 6 月 16 日付けで行われた遡及訂正処理は事実^{そきゆう}に即したものと^{そきゆう}は考え難く、申立人について、さかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 63 年 4 月から平成元年 7 月までは 30 万円、同年 8 月から 2 年 6 月までは 38 万円、同年 7 月から 4 年 9 月までは 47 万に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月2日から同年7月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社から子会社のB社（現在は、A社。）へ異動した時期である申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。私は、昭和31年3月5日にA社に入社し、途中、子会社のB社への移籍はあったが、申立期間も含め平成14年9月15日まで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録、事業主の陳述及び同僚の被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間において同社及びB社に継続して勤務し（昭和40年6月2日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、申立期間当時、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかし、申立人は異動発令に伴い直ちにB社に赴任したと陳述し、A社では申立期間の給与は同社から支給し、厚生年金保険料も控除していたとしていることから、申立人は申立期間については引き続きA社において被保険者であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺

事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月31日から同年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C工場における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和40年2月28日から同年8月1日まで

私は、昭和39年9月1日付けでA社C工場から同社D工場に転勤したが、社会保険庁の記録では、同年8月の1か月が厚生年金保険の未加入期間とされている（申立期間①）。

また、私は、A社でF部門のG職をしており、同社でのF部門の担当者だった上司から、同社関連会社のE社への転勤を命じられ、H県にあった同社に昭和40年2月28日から単身赴任したが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格取得日が同年8月1日とされている（申立期間②）。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社に対する照会結果及びA社C工場の同僚の証言から判断すると、申立人が、申立期間①を含めてA社に継続して勤務し（昭和39年9月1日に同社C工場から同社D工場に異動。）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和39年7月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年9月1

日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、「A社での上司から、同社関連会社のE社への転勤を命じられ、昭和40年2月28日から同社に勤務した。」と陳述しているところ、管轄社会保険事務所が保管するE社に係る厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できる同僚は、「私がE社を退職した昭和40年4月ごろには、申立人は既に同社に勤務していた。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立期間②に同社に在籍していたことが推定できる。

しかし、申立人にE社への転勤を命じたとされるA社の上司は、「申立人のことは覚えていないが、E社は、A社の関連会社ではなく、同社の下請事業所である。」と陳述しているほか、E社の複数の同僚も、「E社は、A社の下請事業所であった。」と陳述している上、A社のF部門の元担当者であり、申立人のことを記憶している者は、「申立人は、ある事情が原因で同社を解雇され、E社への転勤を命じたとされる上司から再就職先として同社を斡旋され、同社に入社した。」旨陳述している。

また、申立人は、「E社での在籍期間中に後輩二人が入社したが、約3か月間で退職した。」と陳述しているところ、当該同僚二人の同社での厚生年金保険加入記録も見当たらないことから、申立期間②当時の同社では、入社から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いであったものと考えられる。

さらに、E社は、昭和41年1月31日に適用事業所では無くなっており、事業主は所在不明である上、経理担当者からも申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除に関する陳述は得られなかった。

加えて、E社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が適用事業所となった昭和38年9月1日から申立人の被保険者資格の取得日までの期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）本店における資格取得日に係る記録を昭和30年8月13日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月13日から同年9月1日まで

私は、昭和26年4月2日にA社に入社し、62年10月*日に退職するまで同社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和30年8月13日から同年9月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びB社提出の社員台帳から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し(昭和30年8月13日に同社C支店から同社本店に異動、同年9月1日に同社本店から同社本店D部に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和30年8月1日の随時改訂時の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われ

たとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年1月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、同年1月から同年11月までの標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和40年11月1日から41年2月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を40年11月1日に、資格喪失日に係る記録を41年2月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和34年1月1日から同年12月1日までの期間及び40年11月1日から41年2月4日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月1日から30年11月11日まで
② 昭和32年3月26日から同年9月1日まで
③ 昭和34年1月1日から同年12月1日まで
④ 昭和40年10月26日から41年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①、②、③及び④について加入記録が無いとの回答を受けた。いずれも常勤で勤務し、厚生年金保険料を給与から源泉徴収されていたことは間違いなく、当時の写真もいくつか残っているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、A社の同僚の証言及び申立人が提出した写真により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間③においてA社に勤務し、申立人と同じ業務に従事していた同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚が記憶している申立期間③におけるA社の従業員数と、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から当該期間において確認できる被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から加入記録のある8人中、住所の判明した4人全員がいずれも「A社では試用期間は無く、雇入れ時から正社員だった。」と陳述しており、このうち2人は前事業所から同社に勤務した際に、1日の空白も無く同社で資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年12月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和34年12月1日を被保険者資格の取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④のうち、昭和40年11月1日から41年2月4日までの期間については、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間④においてA社に勤務し、申立人と同じ業務に従事していた同僚には、雇用保険の記録及び厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、申立人が記憶している申立期間④におけるA社の従業員数と、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から当該期間において確認できる被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間④のうち、昭和40年11月1日から41年2月4日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間④のうち、昭和40年11月1日から41年2月4日までの期間を除く期間については、申立人のA社における勤務を確認することができず、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、昭和40年11月から41年1月までの標準報酬月額については、当該期間中に同じ職種で勤務していた同僚の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間④のうち、昭和40年11月から41年1月までの期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間④のうち、40年11月から41年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人は、「B施設の事業所で勤務しており、C機器2台、D機器1台及びE機器1台があった。」と、陳述しており、F団体からの提出があった資料により、G団体のH部門がB施設に設けられ、昭和19年1月当時は、C機器5台、D機器1台及びE機器1台等が設備されていたことが確認できることから、当時、G団体のH部門で勤務していたと推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするG団体のH部門が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和47年3月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、申立人は、上司及び同僚について、いずれも姓のみしか覚えておらず、その連絡先は不明であり、これらの者から、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、同僚の証言及び申立人から提出された社内旅行時の写真により、申立人がI社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録により、I社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、資格喪失年月日「32, 3, 26」の備考欄に、「証返」の印が確認でき、社会保険庁に保管されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳

(旧台帳)にも、同社の資格喪失欄に「32, 3, 26」と記載されている。

また、I社に係る厚生年金保険被保険者名簿で加入記録のある同僚8人に文書照会をしたところ、勤務期間について回答のあった4人のうち3人は、被保険者資格を喪失している時期に同社を退社していると陳述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月21日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、A社C部門から同社B事業所勤務となり、同事業所で勤務していた申立期間の記録が無い旨回答をもらった。同社には、昭和37年4月9日に入社し、平成16年5月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和41年1月21日に同社C部門から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和56年11月21日に訂正し、56年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月21日から同年12月10日まで
私は、昭和44年4月1日にA社に入社し、現在まで継続して勤務している。56年11月10日に同社C支店からB支店に転勤になったが、そのときの厚生年金保険の記録が漏れているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和56年11月10日発令、同年11月20日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和56年12月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと主張するものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日及び48年7月1日に訂正し、36年5月の標準報酬月額を2万円、48年6月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月30日から同年6月1日まで
② 昭和48年6月7日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨回答をもらった。A社に入社以来、関連会社への異動はあったものの、退職まで一貫して期間を空けずに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、給与明細書及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和36年6月1日にA社からB社に異動、46年6月1日にB社からA社に異動、48年7月1日にA社からC社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和36年5月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年4月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当であり、48年6月の標準報酬月額については、申立人の同社における同年6月分の給与明細書の保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大阪厚生年金 事案 4970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（82万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を82万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（82万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（82万3,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（34万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を34万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（34万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（34万6,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（111万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を111万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（111万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（111万2,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（29万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を29万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 10 日

平成 16 年 3 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の A 社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（29万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 3 月 10 日の標準賞与額（29万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 4974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（121万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を121万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（121万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（121万6,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（19万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 10 日

平成 16 年 3 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の A 社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（19万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 3 月 10 日の標準賞与額（19万6,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び60年7月から61年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、63年8月から平成元年3月までの期間、同年6月から2年3月までの期間、同年7月から3年3月までの期間及び同年6月から4年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和60年7月から61年7月まで
③ 昭和63年8月から平成元年3月まで
④ 平成元年6月から2年3月まで
⑤ 平成2年7月から3年3月まで
⑥ 平成3年6月から4年3月まで

私は、昭和40年代の半ばごろにA市B区役所で国民年金の加入手続をしたが、その際、同区役所職員から、さかのぼって国民年金保険料を納付すれば60歳になったときに満額受給できるという内容の説明があり、後日、同区役所窓口で現金7万円から8万円を持参し、まとめてさかのぼって保険料を納付して国民年金手帳に朱色のスタンプを押してもらった記憶がある（申立期間①）。

私は、昭和59年10月ごろにC市へ転居したが、61年8月に夫と結婚して第3号被保険者の届出をするまでの間は、はっきりしないが送付されてきた納付書に現金を添えてC市役所で納付していたと思う（申立期間②）。

私は、60歳になった昭和63年*月以降も65歳まで引き続き高齢任意加入をして、付加保険料を含めた保険料を、毎月、納付書が送付されてきた都度、C市役所で納付してきた（申立期間③、④、⑤及び⑥）。

申立期間①及び②について国民年金保険料の、申立期間③、④、⑤及び⑥について付加保険料の、それぞれ納付記録が無く未納とされていること

に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金加入手続の際、区役所職員から、さかのぼって過去の未納期間の国民年金保険料を納付すれば、満額の国民年金を受給できるとの説明を受け、その後、申立期間①の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年10月ごろに払い出されているところ、特殊台帳には40年4月からの保険料納付が記載されており、遅くとも第1回特例納付期間中の47年6月ごろに加入手続が行われて特例納付なども含めて保険料が納付されたものと推認される。

しかし、申立人が国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和47年6月ごろは、申立人は44歳であり、同年6月以降60歳に到達するまでの保険料をすべて納付しても、申立人が年金受給資格を得るのに必要な276か月の納付期間に不足月数が94か月あり、過去の未納期間のうち、受給権を確保するために必要な40年4月以降の保険料を特例納付などにより納付したと考えるのが自然である。

また、A市B区では、当時、特例納付及び過年度納付の収納は行っていなかったとしている上、社会保険事務所では、昭和61年の国民年金法の改正前に満額受給という概念は無かったとしており、それぞれ申立人の陳述と符合しない。

申立期間②について、申立人は、C市役所から自宅に送付されてきた納付書を同市役所又は金融機関の窓口へ持参して、保険料を納付していた記憶があると申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間②直後の昭和61年8月1日付けでA市B区からC市に住所変更を行い、国民年金の住所変更手続はその後の同年9月に行われたことが、申立人に係る戸籍附票及び社会保険庁のオンライン記録で確認できるところ、当時、市町村は、転入者からの国民年金の住所変更手続が行われるまでは被保険者情報が無く、制度上、住所変更届出以前に被保険者に納付書の送付を行うことはできない上、申立期間②のうち、60年7月から61年3月までの期間は、住所変更手続が行われた時点で過年度となり、C市から納付書が発行されて保険料を納付することはできない。

また、上述の社会保険庁の記録をみると、申立人は、昭和61年10月付けで申立期間②直後の同年8月にさかのぼって第3号被保険者への種別変更処理が行われていることが確認できるところ、申立人は、当時の納付書発行及び保険料納付の経緯などの記憶が定かでないとしている。

申立期間③、④、⑤及び⑥について、申立人は、高齢任意加入した昭和63

年4月から平成5年3月までの保険料は、C市役所から送付された納付書を使用して、毎月、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立期間③について、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録をみると、申立期間③の付加保険料については、平成元年5月19日付けで還付決議がなされて還付が処理されていることが確認できる。付加保険料は、制度上、納期限内にしか納付することができず、申立期間③の付加保険料を含めた保険料が、同年4月末日の納期限を過ぎてから納付されたため、収納後、付加保険料が還付されたと考えるのが自然である。

また、上述の社会保険庁の記録をみると、申立期間④の保険料は平成3年7月31日に、申立期間⑤の保険料は4年7月8日に、申立期間⑥の保険料は5年2月4日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できるところ、申立期間④、⑤及び⑥の保険料の納付時点は過年度であり、納期限を経過していたことから、社会保険事務所が発行した定額保険料の納付書により納付されたものとするのが自然である。

さらに、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時の申立人の住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間③、④、⑤及び⑥の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から50年8月まで

私が20歳になった昭和40年ごろは大学生であったので、母が、私の国民年金の加入手続をしてくれたと思うが、詳しいことは分からない。

当時、同居していた姉の国民年金保険料を、母が、自宅に来る集金人に納付していた記憶があり、その姉は、国民年金に加入できる期間の保険料をすべて納付して満額の保険料を受給している。

申立期間の私の保険料も、母が、姉が同居していた時と同様に納付してくれたと思うので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和40年ごろに、母が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年9月ごろに払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない上、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年7月27日付けで国民年金被保険者資格を取得しており、同年7月より前の月は国民年金の未加入期間である。

また、申立人に係る氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、納付していたとする母は既に死亡しており、当時の国民年金への加入状況、申立期間の納付状況等の詳細は不明である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年11月まで

私は、昭和55年ごろに国民年金に加入したが、前夫と離婚した59年より前ごろから転居を繰り返しており、申立期間直前の58年8月にA市へ、60年4月にB市へ、同年4月にC市D区へと住民票を移しており、同年5月に夫と結婚した後の同年6月から同市E区に転居していた。住民票を移す都度、国民年金の住所変更手続も行っていった。

申立期間の国民年金保険料について、昭和60年4月は、夫が、B市内の金融機関で納付してくれ、同年5月以降の保険料は、同年6月にE区に転居後に、自宅に来た集金人に未納分の保険料を納付するよう強く催告され、私が集金人に保険料を納付していたことを覚えている。

申立期間の保険料は納めているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月の国民年金保険料については、その夫がB市内の金融機関で納付してくれ、同年5月から同年11月までの保険料については、申立人がC市E区の自宅で集金人に納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人が所持する国民年金手帳の加入記録欄には、C市E区へ転入した昭和60年6月6日付けで国民年金被保険者資格を喪失したことが記載されているとともに、社会保険庁の記録では、同年5月2日付けで同様に記録されており、申立人は遅くとも同市E区へ転居した同年6月6日以降は、国民年金の未加入者であったことが確認できるところ、国民年金の未加入者は、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、申立人は申立期間のうち、同年7月から同年11月までの保険料を納付するこ

とはできない。

また、上述のとおり、申立人はC市E区へ転居後は国民年金の未加入者であり、未加入者宅に集金人が訪問して保険料を収納していたとは考え難く、申立期間のうち、昭和60年5月及び同年6月の保険料は納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、B市では、当時、一般的に使用していた納付書は3か月分の保険料を1枚で納付する様式であり、特に申し出が無い限り、1か月の保険料の納付書は発行していなかったとしているところ、申立人は納付書の入手方法などについての記憶は無いとしている。

加えて、申立人又はその夫が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの期間及び同年5月から41年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年3月まで
② 昭和40年5月から41年4月まで

A県の会社を退職し、昭和38年ごろ、B市に住む両親と再び同居を始めた。そのころは国民年金保険料を納付していなかったが、昭和39年度以降、自宅に来ていた集金人に保険料を納付した。集金人は3か月ごとに保険料を集めに来ていた。集金人が来ると自分で保険料を納付した。そのとき、母も一緒に自分と父の保険料を納付していた。保険料は月額100円であった。

昭和46年に集金人が新しい年金手帳を持って来てくれたとき、その集金人は「これまで使っていた年金手帳及び領収書は不要となるので持ち帰ります。」と言って、私が持っていた年金手帳と領収書を持ち帰ってしまった。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人及びその両親の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和40年6月22日に連番で3人の手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人とその両親はこのころ一緒に加入手続を行ったものと考えられる。この場合、申立期間①の保険料を集金人に納めたとする陳述とは符合しない。

また、申立人の両親の保険料納付状況についてみると、社会保険庁の記録から、申立人の母親は、申立期間①を含む昭和36年4月から40年3月までの保険料を納付しているものの、申立人の父親は同期間の保険料が未納の記録となっており、45年、49年及び50年に特例納付の勸奨を受けていることから、申立人の母親は、同期間の保険料を特例納付により納付したものと考えるのが自

然である。特例納付が、年金受給権確保のための制度であったことを考えると、申立期間②に続く41年5月以降、60歳で資格を喪失するまでの保険料を納付すれば、年金受給権である300か月以上の保険料納付を充分確保できる申立人が、その母親と同じく特例納付をしたとは考え難い。

次に、申立期間②について、申立人の父親の国民年金手帳記号番号払出時期及び納付状況をみると、同手帳記号番号払出簿及び特殊台帳の記録から、昭和40年6月に手帳記号番号の払出しを受け、同年4月の保険料を現年度納付し、同年5月から41年6月までの保険料を42年10月に過年度納付していることが確認できる。また、41年7月から42年3月までの保険料は未納の記録となっており、45年、49年及び50年に特例納付の勸奨を受けていることから、申立人の父親は、40年4月の保険料を納付した後、同年5月から42年3月までの保険料納付が滞っていたものと考えられる。これらのことを踏まえると、申立人が、申立期間②の保険料をその両親と一緒に集金人に納付していたとする陳述とは符合しない。

また、申立人の納付状況をみると、社会保険庁の記録から、昭和41年7月から42年3月までの保険料は納付済みの記録となっており、申立人とその父親では、納付状況が異なっていたことが確認できる。

さらに、申立人の母親の納付状況をみると、社会保険庁の記録から、申立期間②を含む昭和40年5月以降の保険料は納付済みとなっているが、申立人は、申立人の母親は申立人の父親と夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたと陳述していることから、申立人の母親は、申立期間②を含む同年5月から41年6月までの保険料を申立人の父親と一緒に過年度納付、同年7月から42年3月までの保険料は50年以降に特例納付したものと考えられる。一方、申立人自身は保険料を後からまとめて納付したことは無いと陳述しており、申立人が、申立期間②の保険料を過年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人は、入院した際、申立人の母親が申立期間②の保険料を納付してくれたかもしれないと陳述しているが、申立人が入院したのは昭和43年3月ごろのことであると陳述しており、その時点においては申立期間②のうち、40年5月から同年12月までの保険料は時効の成立により、制度上、納付することはできず、申立人の父親の同年5月から41年6月までの保険料が過年度納付された42年10月とも時期が相違する上、申立人の両親は既に死亡しており、この間の事情について聴取することはできなかった。

このほか、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3663 (事案 261 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月及び同年6月

40年近く勤めた会社を退職し、すぐに国民年金加入手続をして、保険料を毎月納付してきた。会社では総務の役員を勤めていたことで、社会保険に関しては熟知しており、社員に対して指導的立場にいたので、自分自身の保険料を支払わないということは有り得ない。納付は納付書と銀行通帳を持参して、毎月、私自身が手続していた。2か月でも未納とされることには納得ができないとして年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

しかし、絶対に納めた記憶があるので、申立期間を納付済みと認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後すぐに国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料については、毎月銀行で納付してきたと申し立てているところ、申立人の国民年金加入届出日は平成8年6月5日であることが、A市の記録から確認できるとともに、社会保険庁の記録をみると、同年8月7日に申立期間直後の6年7月から8年3月までの過年度保険料の納付書が作成されていることから、申立期間は制度上、過年度納付ができない期間となっていたと考えるのが相当であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月4日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、自身の現年度納付に関する記憶は絶対的なものであると主張するが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から49年3月まで

私が20歳になる以前から、母、次兄、姉は国民年金に加入していたので、母が、私の国民年金の加入手続もしてくれたと思う。母は、次兄及び姉の分と一緒に、3か月に1回、集金人に私の保険料を含めて納付してくれていたと聞いている。また、姉が所持している当時の年金手帳には「5400」とのメモ書きがあるが、これは当時、一緒に保険料を納付していた母、次兄、姉及び私の4人分の保険料の3か月分、つまり、集金人に1回あたりに納付する金額であったと姉から聞いている。次兄及び姉が納付済みの記録となっているのに、一緒に納付していた私が未納の記録とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月から、母、次兄及び姉の分と一緒に、母が申立人の保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和49年7月22日に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿より確認でき、払出時点において、申立期間のうち、46年12月以前の保険料は、時効の成立のため、制度上、納付することができない。また、47年1月から49年3月までの保険料は過年度納付しかできず、母が集金人に現年度納付していたとの陳述に符合しない。

また、申立人の姉の当時の国民年金手帳にある「5400」のメモは、昭和47年3月に結婚した姉が、今後の自身の保険料納付のために当時の1年分の保険料額（昭和47年4月分月額保険料450円×12か月）を記載したと考えるのが自然である。なお、母及び次兄と連番で手帳記号番号が払い出されている長兄のA市の被保険者名簿を見ると、申立期間の住所は申立人一家が住んでいた住

所と同一となっており、また、長兄及び姉の国民年金手帳を見ると、昭和 46 年度の保険料納付日が同一日であることが確認できることから、長兄の保険料は、母、次兄及び姉と一緒に納付されていたと考えられ、申立人の陳述するように、姉の手帳のメモが申立人一家の 3 か月分の保険料額であるとするれば、申立人を加えた 5 人分の「6750」（450 円×3 か月×5 人）となっていたはずである。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年3月まで

私の国民年金は、私が20歳になったとき両親が加入手続をし、保険料も納付してくれていた。結婚後も保険料は納付するように言われていたので、言いつけを守って納付していた。当時は、年金の仕組みは詳しくは知らなかったが、毎月、来てくれていた銀行員に納めていた。納付した記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年に結婚した後、それまで国民年金保険料を納付してくれていた両親に言われたとおり、結婚後の申立期間の保険料も引き続き納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、昭和44年9月22日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、同年5月から47年12月までの保険料がA市で納付されていることが確認できる。また、50年4月から第3号被保険者適用となる直前の61年3月までの保険料はB市で納付されていることが確認できる。

しかし、申立人は、結婚後の保険料は自身が納付したと申し立てているが、結婚による氏名の変更及び住所の変更についての国民年金の手続をした記憶は無いと陳述している上、昭和47年のA市からB市へ転居前の住所地を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、「51年4月12日、C社保、B市」との記載があり、特殊台帳の住所変更記録欄にも、昭和51年4月12日にB市D町への転居の処理を行った記録が見られることから、申立期間当時、社会保険庁では申立人の転居後の住所及び結婚後の氏名が把握されていなかったものと考えられる。

また、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認欄には、昭和47年12月までの印紙検認の押印が見られるが、48年1月からの印紙検認印が無く、同手帳からは、申立期間の保険料が納付されたことを確認することはできない。

さらに、申立人は、結婚後に申立人の保険料の納付をきっかけとして、申立人の義母が任意加入の手続きをし、保険料を納付することにしたと陳述しているところ、義母の記録は、昭和50年5月に任意加入し、同年5月から保険料納付が始まっていることが確認できることから、申立人が申立期間の保険料を納付したことがきっかけであると考えるのは不自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、国民年金制度が始まった最初から国民年金に加入し、昭和36年4月から、国民年金保険料を夫の保険料と一緒に夫婦二人分を納めていた。3年間は未納の記録とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を夫の保険料とともに夫婦二人分を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和38年6月15日に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、申立人の夫が所持する国民年金手帳に記載されている手帳発行日と同じ日付であることが確認でき、36年の制度発足時に国民年金への加入手続を行ったとする陳述とは符合せず、また、加入後に申立期間の保険料を現年度納付し、過年度納付した記憶は無いとする陳述は、手帳発行日の記録とは符合せず、申立期間の保険料を納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の夫の保険料と一緒に夫婦二人分を納付したと申し立てているところ、申立人の夫の保険料納付記録をみると、申立期間は未納となっていることが確認できる上、申立人の夫の国民年金手帳の印紙検認記録欄にも、申立期間の印紙検認印が無いことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとみるのは不自然である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その事蹟^{じせき}は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年1月まで

平成元年9月の退職後、国民年金保険料を納付しなければならないことは分かっていたが、4か月ぐらいいいだろうという気持ちもあり、そのままにしておいた。しかし、再就職後、新たなスタートを切るのだからやはり納付しようと思い、夫婦二人分の保険料を4か月まとめて納付した。保険料は妻がA市役所又はB支所のどちらかで納付した。領収証のようなものをもらったかは覚えていないが、妻は「こんなので大丈夫なのか。」と不安になって市役所の担当の人に自分の年金手帳の「国民年金の記録(1)」のページに記入してもらったのを覚えている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、先に勤務していた会社を平成元年9月に退職後、再就職して厚生年金保険被保険者資格を得た2年2月の前月までの国民年金保険料を、再就職後に妻の保険料と夫婦二人分を一括して納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、平成20年4月7日に国民年金被保険者資格を昭和60年10月までさかのぼって取得したことが国民年金被保険者届書から確認できるとともに、その後の国民年金の資格の取得及び喪失の記録も平成20年5月21日以降に入力処理されていることが社会保険庁の記録から確認できる。したがって、同年4月7日以前では、申立期間は国民年金の未加入期間のため、保険料を納付することができない。

また、申立期間に相当する期間の申立人の妻の保険料は、平成3年1月25日、同年5月28日及び同年9月5日の3回に分けて過年度納付されていることが、社会保険庁の記録から確認でき、4か月を一括で納付したとの申立内容

と符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から43年3月まで

勤務先に集金に来ていた国民年金の集金人に国民年金に加入するように勧められ、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を集金人に納付してきたのに、申立期間が未納とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、集金人に納付してきたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、昭和43年8月に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は、過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、上述の手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、複数の氏名別読み検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から52年12月まで

昭和47年9月に結婚したので、同年10月に厚生年金保険適用事業所を退職し、夫と一緒に区役所に行って加入手続をした。年金手帳は、後日郵送されてきた。手続後は、銀行又は郵便局の窓口で現金で納付し、領収書をもっていた。領収書は、国民年金手帳にホッチキスで留めていた。夫の分は納付済みになっているのに、私の分だけが未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年10月に区役所で国民年金の加入手続を行い、A市内の金融機関で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

しかし、A市が、国民年金保険料について金融機関で納付書による収納を開始したのは、昭和51年10月からで、申立期間のうち、47年11月から48年3月までは、国民年金手帳に印紙を貼り付け、検認欄に検認を行う印紙検認方式で収納しているとともに、同年4月から51年9月までは、集金人による規則検認方式により集金を行っており、当時の国民年金保険料の収納方法が陳述内容と符合しない。

また、申立人の所持している昭和47年11月発行の国民年金手帳の同年11月から48年3月までの印紙検認欄に検認印が押されていない。

さらに、社会保険事務所の特殊台帳の記録から、昭和49年1月から51年3月までの期間について、昭和51年度に催告が行われ、昭和52年3月から53年3月までの期間について、昭和53年度に催告が行われたことが確認できるが、申立人に催告に関する記憶は無く、催告に基づき国民年金保険料をさかの

ぼって納付した記憶も無い。

加えて、申立人は、結婚してから、夫婦二人分を一緒に納付してきたと陳述しているが、申立人は昭和61年10月から62年9月までの国民年金保険料を納付しているが、申立人の夫はその間、申請免除となっている。このほか、申立人は、平成4年4月から11年2月まで申請免除、同年12月から12年2月までは、未納になっており、同年3月から13年3月までは申請免除になっているが、申立人の夫はその間、納付となっており、夫婦二人分の納付状況は異なっており、必ずしも夫婦二人分の保険料が同時納付されていない状況がみられ、夫婦二人分を同時に納付していたとする陳述内容と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの期間及び44年4月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年12月まで
② 昭和44年4月から48年12月まで

私は、昭和34年4月から38年2月まで父の経営するAに勤務し、国民年金被保険者の資格を36年4月1日に取得した。事業主である父には、申立期間①を通して「納付領収書(国民年金手帳に検認印)」があるにもかかわらず、事業主が従業員である私を無視して自身の国民年金保険料だけを納付していたとは考えられない。

その後、私は、昭和38年3月にB県C市にあった別のD社に就職したが、そこには総勢40人の社員が在籍しており、E地方では1、2の会社であった。このようなD社において、私の国民年金保険料が納付されていないことは信じられない。

また、申立期間②について、私は、昭和44年分から50年分までの確定申告書(控)を所持しており、それを見ると、毎年、社会保険料控除を行っていることから、なぜ未納とされているのか理解できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人自身が納付した覚えは無いと陳述していることから、納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親及び昭和38年3月から申立人が勤務していたとする会社の事業主は、既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和51年12月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できる上、同年

12月にその時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間②直後の49年1月から51年3月までの保険料を過年度納付していることが申立人の所持する領収証書により確認できることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推定される。したがって、この時点において、申立期間①及び②の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立人の所持する昭和44年分から50年分までの確定申告書(控)の社会保険料控除欄に控除額が記載されていることを根拠として、申立期間②の国民年金保険料を納付していると主張しているが、当該確定申告書(控)の社会保険料控除欄を見ると、その内訳として「市国民健康保険」及び「E健保」等の文字は確認できるが、いずれにも「国民年金」の文字が見当たらない上、記載された控除額は、それぞれ申立人が当時加入していたとみられる市国民健康保険及びE国民健康保険組合の保険料額とおおむね符合していることなどから、当該確定申告書(控)をもって、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものとみるのは困難である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年4月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできず、平成4年4月から8年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から62年4月まで
② 平成4年4月から8年3月まで

私は、昭和61年4月から第3号被保険者となったため、既に納付済みであった申立期間①の国民年金保険料を、社会保険事務所は還付したと言っているが、私は還付請求を行った記憶も、還付金を受け取った記憶も無いので、還付してほしい。

また、平成4年4月から、夫と一緒に夫婦二人分の付加保険料を納付していたのに、申立期間②の付加保険料の納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る社会保険庁の過誤納記録をみると、昭和62年4月22日に第3号被保険者に該当したことが判明したことにより、61年4月1日までさかのぼってその資格を取得していることから、それまで納付済みであった申立期間①の保険料が重複納付となったことが確認できる。

また、重複して納付された申立期間①のうち、昭和61年4月から62年3月までの保険料8万5,200円については同年4月22日に還付決議され、同年5月6日に申立人の口座に振込支払した旨の送金通知書が作成されたこと、及び申立期間①のうち、同年4月の保険料7,400円については同年5月21日に還付決議され、同年5月26日に同様の送金通知書が作成されたことが確認できる上、還付金額も当時の保険料額と一致していることから、これらの還付記録自体に不自然な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間①に係る還付のほかに、記録上、3回の過誤納還付を受けているところ、いずれも社会保険事務所から還付通知書が封書で送

付されてきたことを認めているが、申立期間①の還付通知書については、開封したがその意味が分からず、そのまま保管していたため、還付請求を行った記憶は無いと陳述するのみであり、ほかに申立人が申立期間①の保険料を還付されていないことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人は、平成4年4月から申立人の夫と一緒に夫婦二人分の付加保険料を納付していたと申し立てているが、申立人及びその夫に係る社会保険庁の記録をみると、ともにその4年後の8年4月18日に付加年金の加入申し出を行っていることが確認できる。

また、申立人に平成4年4月から付加保険料を納付したとする根拠について聴取したところ、家計簿に書いてあったと思うと陳述するのみであり、当時の加入動機及び時期を特定できる具体的な陳述を得ることができなかつた上、当該家計簿についても既に焼失したとしている。

さらに、申立人が申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできず、申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から平成3年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から平成3年5月まで

私は、昭和49年11月に会社を退職し、50年4月から妻が経営する店を手伝うようになったので、申立期間は妻の被扶養配偶者であった。妻がB区役所で免除申請書に私の名前を連記して免除申請を行い、それ以降も、毎年、妻が申請書に私の名前を連記して手続を行ってきたのに、申立期間が免除ではなく、未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、申立人の妻が自身の免除申請とともに申立人の免除申請を行ってきたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金記録を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年5月27日にA市B区で払い出されているが、同区を管轄するE社会保険事務所の被保険者台帳管理簿を見ると、申立人の欄に「C区職返」及び「不在」のゴム印が確認できる。これについて、申立人に当時の事情を聴取したところ、結婚後の同年12月1日に、B区からC区に転居したが、夫婦共に、申立人の父親の居住するB区の実家において、早朝から深夜まで父親の仕事及び身の回りの世話を行っていたため、C区の自宅は留守にしていたと陳述している。したがって、申立人の被保険者台帳は、申立人の住所変更に伴いC区に移管されたものの、C区では常時不在であるとして、元のB区に職権で戻されたが、B区においても住所が無く、所在不明のため、不在被保険者として管理されたものと考えられる。その後、申立人は、会社に就職して厚生年金保険に加入、A市D区を経て、現在居住するB区に住所を変更し、申立てにあるように49年11月に会社を退職している。

また、申立人は、申立期間中に納付書及び督促状等を見たことが無いと陳述

しているところ、不在被保険者として管理されていた場合、区役所において国民年金に係る何らかの届出及び申請等の手続が行われない限り、基本的に納付書等の書類が送付されないものと考えられることから、申立期間において、申立人に係る国民年金関係の手続が行われなかったことをうかがわせるとともに、申立人が現在所持する年金手帳を見ると、申立期間前後に就職していた会社の厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金手帳記号番号の記載が見当たらないことから、この間の事情を裏付けている。

さらに、申立期間のうち、昭和59年12月以前は、夫婦一緒に免除申請してきたとする申立人の妻も未納期間であり、60年1月から申請免除期間であるが、妻は、毎年、自身の免除申請に際し、申請書に申立人の名前を連記していたとしているところ、当時、A市では免除更新に係る勸奨文書及び申請書(返信用申請はがき)は、機械作成されていた関係上、毎年、個人単位で郵送しており、夫婦であっても、それぞれ申請書に記名押印する必要があったとされている。

加えて、申立期間は16年以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の免除記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立期間について、申立人の妻が申立人の保険料を免除申請していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立人の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から59年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から59年12月まで

私は、夫が昭和49年11月に会社を退職したので、50年4月に店を経営するようになった。そのころ、議員を通じて区役所1階で国民年金の免除申請を行った。申請書には夫の名前を連記し、申請者の欄には私の名前を記載して印鑑を押したように思う。その後は、毎年送付されてくる免除申請の書類で手続きしてきたのに、申立期間が免除ではなく、未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月ごろ、区役所において免除申請を行ったと申し立てているところ、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、60年4月10日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間は、制度上、免除申請することができない期間であったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の保険料を免除申請するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人に係る社会保険庁の免除記録をみると、申立期間後の昭和60年1月以降の約20年間にわたり、毎年、免除申請日等が具体的に記録されており、この間の申立人の免除申請手続及び行政側の記録管理が適切に行われていたことをうかがわせるとともに、申立期間当時における免除申請は、基本

的に3年ごとに申請する取り扱いとされていたことから、申立人が毎年申請していたとする免除申請の記憶は、同年以降の記憶であったものとみるのが自然である。

加えて、申立期間は10年以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の免除記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除申請していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人が昭和50年4月当時、区役所1階で行ったとする申請は、申立人に国民年金手帳に関する明確な記憶が無いことなどを踏まえると、国民年金関係以外の申請であった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から53年3月まで

昭和45年7月に会社を退職して独立する際、国民年金のことを教えられ、同年9月ごろにA区役所で加入手続を行い、保険料については、国民健康保険料及び住民税とともに3か月ごとに区役所で納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月ごろ、A区役所で国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、3か月ごとに区役所で納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年11月ごろにB市で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、50年12月以前の国民年金保険料については、制度上、納付することができず、また、51年1月から53年3月までの保険料については、過年度保険料となり区役所等で納付することはできない。

また、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付をA区役所で行ったと申し立てているが、申立人がA区に居住していたのは、平成7年3月24日からであることが戸籍の附票により確認でき、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

加えて、申立期間は92か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から45年4月までの期間及び47年3月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から45年4月まで
② 昭和47年3月から52年3月まで

昭和47年3月に自営業を始めた後、時期ははっきりしないが、社会保険事務所から「さかのぼって国民年金保険料を納付してください。」との通知と6万円ちょうどの納付書が届き、私が郵便局で一括納付した。

これで保険料の未納期間は無いはずなのに、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

その後は妻が郵便局で毎月保険料を納付してくれたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自営業を始めた昭和47年3月以降、詳細な時期は不明であるが、未納保険料として6万円を郵便局で一括納付し、その後は妻が毎月、郵便局で保険料を納付してくれたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月10日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間①の全期間及び申立期間②のうち、47年3月から50年12月までの保険料は、制度上、納付することはできず、申立期間②のうち、51年1月から52年3月までの保険料は過年度保険料となり、現年度納付することはできない。

また、この手帳記号番号払出時点において、申立期間②のうち、昭和51年1月から52年3月までの保険料を過年度納付、申立期間①及び②の保険料を第3回特例納付制度を利用して納付することは可能であるものの、その場合の

保険料額は、それぞれ2万100円及び52万円となり、6万円を納付したとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人には、昭和39年7月31日に払い出された別の国民年金手帳記号番号があるものの、被保険者不在を理由に削除されており、この手帳記号番号による納付記録も確認できない。

加えて、申立期間①及び②はそれぞれ81か月及び49か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から59年12月まで
会社を退職した後、近所の世話役の方から国民年金の話聞き、すぐに任意加入の手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、市役所から送られた納付書により銀行で納めていたと思う。
申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年7月に会社を退職した後、すぐに国民年金に任意加入し、市役所から送付された納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、年金加入記録をみると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、夫が厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、国民年金被保険者資格を取得した日と同じ昭和60年1月29日であることが確認でき、申立期間は国民年金の任意未加入期間となることから、申立期間の国民年金保険料を制度上、納付することはできない。

また、A市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ても、申立期間の国民年金保険料の納付事跡^{しせき}は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は42か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3677

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から43年3月まで

私は昭和35年から46年までA社に正社員として勤務していたが、20歳になった時に、事業主から、国民年金保険料、国民健康保険料、源泉所得税及び雇用保険料として給料から数千円引くので手取り額が減ると言われたことを覚えている。

事業主が、事業主夫婦及び同僚の保険料と併せて集金人に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得いかない。

給与から控除されていた保険料が、厚生年金保険料であったか国民年金保険料であったか記憶が不明確であったため、先立って厚生年金保険で申立てを行ったが、勤務していた会社は厚生年金適用事業所では無かったため、国民年金事案として再度申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年2月から、事業主が毎月の給料から国民年金保険料相当額を差し引き、事業主夫婦及びほかの従業員の分とともに集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、社会保険事務所の納付記録をみると、事業主夫婦及びほかの従業員の申立期間における国民年金保険料は納付済みとなっている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年2月に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、41年12月以前の保険料は、制度上、納付することはできず、42年1月から43年3月までの保険料は、過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記

号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間は38か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月30日から同年4月1日まで
② 昭和31年7月30日から同年8月1日まで
③ 昭和33年2月10日から同年4月2日まで
④ 昭和33年8月20日から同年10月13日まで
⑤ 昭和35年8月10日から同年9月20日まで

私は、昭和31年3月30日にA県B市からC業務のためにD船にE職として乗った。乗船中に他船から引抜きを受けたため、同年8月1日にF県G市において下船した。社会保険庁の記録によると、船員手帳に記録されている雇入期間（昭和31年3月30日から同年8月1日まで）のうち、同年3月30日から同年4月1日までの期間（申立期間①）、及び同年7月30日から同年8月1日までの期間（申立期間②）が船員保険に未加入とされている。申立期間①及び②について、D船に乗っていたことは間違いないので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

昭和33年2月10日から同年10月13日までの期間、E職としてH船主に雇われていた。当時、同船主は漁船を2隻（I船及びJ船）所有していた。当初は、J船が船体整備中であったため、同年2月10日から同年4月2日までの期間（申立期間③）はI船に乗船しK業務に従事した。その後、J船の整備が完了したことから同船に移り、同年4月2日から同年10月13日までの期間（申立期間④）はL県を基地にM業務に従事していた。社会保険庁の記録によると、I船に乗っていた全期間とJ船に乗っていた期間のうち、同年8月20日から同年10月13日まで期間が船員保険に未加入とされている。船員手帳に自分で記載したメモから申立期間③及び④においてI船及びJ船に乗っていたことが確認できるので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

昭和 35 年 8 月 10 日から D 船に E 職として乗り、A 県を基地に N 業務に従事していた。社会保険庁の記録によると、船員手帳に記載されている雇入期間（昭和 35 年 8 月 10 日から同年 12 月 25 日）のうち、同年 8 月 10 日から同年 9 月 20 日までの期間(申立期間⑤)が船員保険に未加入とされている。申立期間⑤について、O 船に乗船していたことは間違いないので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が保管する船員手帳によると、D 船に係る雇入年月日は昭和 31 年 3 月 30 日、雇止年月日は同年 8 月 1 日であることが確認できる。

一方、申立人は「D 船の乗組員は 20 人程度であった。」旨申し立てしているところ、社会保険事務所が保管する D 船に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和 31 年 4 月 1 日付けで申立人を含む 23 人が一括して被保険者資格を取得していることが確認でき、また、申立人と同日付けで被保険者資格を取得している同僚から、「私の船員手帳によると、D 船における雇入年月日は昭和 31 年 3 月 30 日となっている。」旨の陳述が得られたことから、事業主は、同船乗組員に係る船員保険の加入手続を同年 4 月 1 日に一括して行ったと考えるのが相当である。

さらに、社会保険事務局では、船員保険料は厚生年金保険同様毎月請求をしていた旨陳述しているところ、申立人は、「報酬は歩合制で水揚額に対し持歩に応じて支払われ、下船時に精算した。乗船時は当座の費用にこづかい程度をもらっていただけ。」と陳述していること、D 船が所属していた B 市の R 漁業協同組合から、「当時から、船員保険料は大仲経費から支出している。」旨の陳述が得られたこと、及び報酬は漁の終了時又は下船時に確定できるものであることの事情を踏まえると、申立人の船員保険料については、毎月の報酬から保険料を控除し、社会保険事務所に納付するのではなく、あらかじめ別枠で準備した大仲経費からほかの諸経費とともに請求を受けた分を支払い、最終的に総水揚額から実際に要した諸経費を差し引いて報酬を支払っていたことが認められる。これに対し、社会保険庁の記録によると、申立人に係る D 船における船員保険被保険者資格の喪失日は昭和 31 年 7 月 30 日とされていることから、社会保険事務所では、同年 7 月分の船員保険料請求額に申立人の分は含めておらず、大仲経費からは支出されていないと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③については、申立人は、昭和 33 年 2 月 10 日から同年 4 月 2 日まで、I 船に乗っていた旨申し立てしているところ、申立人が保管する船員手帳によると、申立人の H 氏所有の船舶に係る乗船記録は、船名「J 船」、「雇入年月

日：昭和 33 年 5 月 15 日」、「雇止年月日：昭和 33 年 10 月 13 日」、職務「E 職」であることが認められ、申立人が I 船に乗っていた記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する I 船に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間③に同船に乗っていたことが確認できる同僚から、「申立人のことは記憶に無い。申立期間当時の E 職は別人であった。」旨の陳述が得られたほか、当該被保険者名簿によると、同僚が名前を挙げた E 職について、申立期間③において同船に係る被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人は、「I 船には別の E 職（上記同僚の陳述に係る E 職とは別人。）と一時期一緒に乗船していた。」旨申し立てしているところ、社会保険事務所が保管している I 船に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間において当該 E 職が同船に乗っていた記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間③において I 船に乗船していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間④については、申立人が保管する船員手帳によると、J 船に係る雇止年月日は昭和 33 年 10 月 13 日であることが確認できる（雇入年月日は、昭和 33 年 5 月 15 日。）。

一方、申立人及び同僚は、通常、E 職は一人しか乗っていない旨陳述しているところ、社会保険事務所が保管する J 船に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の同船における被保険者資格取得日（昭和 33 年 4 月 2 日）と同日付けで、同船においても一人の E 職が被保険者資格を取得していることが確認できる。当該 E 職は、昭和 35 年 3 月まで継続して同船における E 職として被保険者期間が確認できるほか、当時の同船の船長から、「J 船の E 職はもう一人の者であった。申立人のことは覚えていない。」旨の陳述が得られたことを踏まえると、同船の本来の E 職は当該 E 職であり、申立人は、何らかの事情により短期間のみ同船に乗っていたものと推測される。なお、被保険者名簿によると、申立人が 33 年 8 月 20 日に被保険者資格を喪失した後、E 職として新たに被保険者資格を取得している者は見当たらない。

また、申立人は、昭和 33 年 4 月から L 県を基地に M 業務に従事していた旨陳述しているところ、当時の J 船の船長から、「J 船は昭和 33 年 5 月から同年 6 月は、O 県を基地に P 業務に従事し、その後、同年 9 月 1 日の M 業務の解禁に合わせ、同年 8 月中旬から同年 8 月下旬に母港のある Q 県から L 県に向かい出港した。」旨陳述が得られたほか、申立人の船員手帳の雇入地も「O 県」となっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する J 船に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和 33 年 8 月 20 日となっているほか、同日付けで同僚 4 人も被保険者資格を喪失していることを踏まえると、M 業務出漁前に乗組員の一部交代が有り、申立人も下船していた可能性は否定できない。なお、申立人が保管する船員手帳における同船に係る雇止年月日が同年

10月13日となっていることについては、申立人の同船における船員保険被保険者資格取得日（昭和33年4月2日）と船員手帳の雇入年月日（昭和33年5月15日）が異なっていることからみて、船員手帳の記録が必ずしも実態と一致しているとは言えない。

加えて、連絡の取れたJ船の当時の船員は、申立人のことを覚えていない旨陳述しているほか、昭和33年8月20日付けで資格を喪失している同僚及び一緒に乗船していたこととなっているE職は、死亡、住所不明等のため陳述が得られず、このほかに、申立人が申立期間④において、同船に乗っていたことをうかがわせる事情は確認できない。

申立期間⑤については、申立人が保管する船員手帳によると、O船に係る雇入年月日は昭和35年8月10日であることが確認できる（雇止年月日は、昭和35年12月25日。）。

一方、申立人は、「O船の乗組員は15人程度であった。」旨申し立てしているところ、社会保険事務所が保管するO船に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和35年9月20日付けで申立人を含む10人が一括して被保険者資格を取得していることが確認でき、また、申立人と同日付けで被保険者資格を取得している同僚から、「私は、昭和35年9月以前からO船に乗っていた。ほかの船員も9月以前に何回かに分けて乗船してきたことを覚えている。ただし、申立人のことは記憶に無い。」旨の陳述が得られたことから、事業主は、同船乗組員に係る船員保険の加入手続を同年9月20日に一括して行ったと考えるのが相当である。

また、O船の船舶所有者は死亡しており、このほか、申立人が申立期間⑤において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年7月31日まで

社会保険庁の記録によると、私が事業主として経営していたA社における平成6年11月1日から7年7月31日までの期間の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。

当時、私は、月に110万円程度の報酬を得ており、標準報酬月額を引き下げる手続きを行った覚えも無いので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の報酬額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年7月31日）から9日後の平成7年8月9日付けで、申立期間について遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る不納欠損整理簿及び交付要求書によると、同社に係る社会保険料滞納額（破産申請時）は、約1,400万円あったことが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、当該遡及訂正は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失後に月額変更（平成6年11月1日）が新たに追加されており、不自然な処理が行われていることが認められる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は申立期間前の平成6年6月27日から登記簿閉鎖（平成12年3月*日）までの期間、同社の代表取締役であったことが確認できる。また、同社は7年9月*日に地方裁判所の破産宣告を受けているところ、申立人は、「平成7年8月*日に破産手続の申請を行った。」旨陳述していることから、遡及訂正処理が行われた時点（平成7

年8月9日)において、申立人は会社経営について、未だ実質的権限を有していたと考えられる。

さらに、申立人は、「経理等の事務を担当していた者が平成7年2月末に退職した後は、私が社会保険手続事務を引き継いだ。社会保険料の滞納分は破産管財人との間で問題となった記憶も無いので、破産により処理されたと考えていた。私の厚生年金保険の標準報酬月額を遡及して引き下げる届出をした覚えはまったく無い。また、社会保険労務士及び税理士に依頼したことも無い。」旨陳述しているところ、申立人は、当時、A社の代表取締役として、会社業務の執行に責任と権限を有する立場にあり、加えて、社会保険事務も直接担当していたことを踏まえると、社会保険事務所が、代表取締役である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに無断で標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったと認めることはできない。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 25 日から 33 年 12 月まで

私は、A社において昭和 28 年 2 月 1 日から 33 年 12 月ごろまで勤務し、B所においてC業務に従事していた。

社会保険庁の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者期間は昭和 28 年 2 月 1 日から同年 4 月 25 日までとされているが、春にD地方に社内旅行をしたこと及び通勤が嫌になり数週間休んだ時期があったが上司の説得により復職したこと等を覚えており、申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日（昭和 28 年 4 月 25 日）以降に同社において被保険者資格を取得し、申立期間中に勤務していることが確認できる複数の同僚は、いずれも「申立人のことを覚えていない。」旨陳述しており、また、申立人が名前を記憶していた同僚二人は申立期間中に同社に勤務していたことが認められるものの、いずれも申立人の被保険者記録がある期間から勤務していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できない。

さらに、同僚の陳述によると、申立期間当時、A社では、採用後3か月の試用期間を設けていたことがうかがえるところ、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が「通勤が嫌になり休んでいた時に説得を受けた。」旨申し立てている上司は、申立人が同社において被保険者資格を取得した2日後の昭和 28 年 2 月 3 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人の「E職になりたくて、昭和33年12月ごろに退職して、F社に入社した。」という記憶以外に、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことをうかがわせる事情は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 8 月 26 日まで
社会保険庁の記録によれば、A社及びB社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとなっている。

A社に勤務していた期間については、退職後すぐに脱退手当金を受給したが、B社に勤務していた期間については脱退手当金の請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたことになっているA社における加入期間については、同社を退職後すぐに脱退手当金を受給したと主張しているところ、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、同社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」が記されていない。また、同社を退職した約1か月半後にC社に再就職し、厚生年金保険被保険者となっていることを踏まえると、同社を退職した時期に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は乏しいと言わざるを得ない。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、A社における加入期間と申立期間とを合算して支給されたことになっている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4980 (事案 2676 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月25日から47年7月1日まで

私は、前の会社を退職した後、期間を開けずに昭和36年11月から47年8月までA社で勤務したが、社会保険事務所の記録では、同年7月1日から同年8月6日までの厚生年金保険加入記録しか無い。それで、記録の訂正を申し立てたが認められなかった。しかし、事業主の陳述は誤りであり、A社には恩師の紹介で36年11月に入社したのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、i) A社の厚生年金保険の新規適用日は昭和42年9月1日であり、この日以前においては適用事業所とはなっていない、ii) 事業主及び同僚に申立人の在職について記憶している者はいない、iii) 申立人自身も当時の同僚及び保険料控除についての具体的な記憶が無い等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、事業主が申立人について記憶していないとするのは明らかに誤りであり、また、A社には大学の恩師の紹介で入社したと主張するが、事業主に再度申立人及び入社時の紹介者について確認するも新たな陳述は得られず、当該恩師は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態等は確認できない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 13 年 8 月 26 日まで
社会保険事務所の記録によると、私が代表取締役であったA社における申立期間の標準報酬月額が、平成 11 年 9 月から 12 年 9 月までは 30 万円から 9 万 2,000 円（当時の最低等級）に、同年 10 月から 13 年 7 月までは 30 万円から 9 万 8,000 円（当時の最低等級）に、それぞれ引き下げられている。
元の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、30 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった後の平成 13 年 10 月 12 日付けで、申立期間について、さかのぼって、11 年 9 月から 12 年 9 月までは 9 万 2,000 円（当時の最低等級）、同年 10 月から 13 年 7 月までは 9 万 8,000 円（当時の最低等級）に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿から、申立人は、平成 7 年 2 月 10 日に同社の代表取締役に就任し、現在に至っていることが確認できる。

また、社会保険事務所の滞納処分表を見ると、A社が平成 11 年 8 月から、同社が厚生年金保険の適用事業所では無くなる 13 年 8 月まで社会保険料の滞納が生じていたことが確認できる上、申立人が、管轄社会保険事務所に対し、「事業主として登記されている以上、責任を持って今後の事務処理をしていく。」「保険料の納付については今後話し合う。」と陳述した旨の記載も認められる。

さらに、申立人は、管轄社会保険事務所の呼び出しに応じて出頭し、持参した自身の印鑑を当所職員に託したと陳述していることから、申立人は、滞納保

険料の削減に関する書類であることを認識した上で当該書類に職員が押印するのを黙認したと考えるのが相当である。

加えて、申立人は、申立期間に自身がA社から得ていた報酬について、「10万円ぐらいだった。」と陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代業取締役として、自らの標準報酬月額にかかる記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4982 (事案 859 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。それで記録の訂正を求める申立てを行ったが認められなかった。

今回、必死の思いでこれまでの情報を私なりに分析し、答えを導き出した文書を提出するので、改めて審議の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の陳述からA社での在職については推定されるものの、i)現在の事業主から「当時の事業主は昔気質の親方で職人である従業員を腕の善し悪しで評価していたきらいがあり、社会保険加入についても個人ごとに取扱いの違いがあったとしても不自然ではない。」旨陳述が得られたところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出した同僚7人の入社日と厚生年金保険資格取得日を照査した結果、資格の取得が入社後3か月以内の者が2人、1年以上後となっている者が4人認められる、ii)申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事情等も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに申立人自ら作成した文書により申立期間における保険料控除を主張しているが、当該文書では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除は確認できず、この文書自体は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4983 (事案 2033 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から46年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで、記録訂正を求める申立てを行ったが、認められなかった。

今回、厚生年金保険料が控除されている昭和41年9月分及び同年11月分の給与支払明細書が見つかったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社での勤務実態が確認できず、また、申立期間において、申立人に係る国民健康保険の加入記録が有る上、申立人提出の昭和41年6月分の給与支払明細書は同社発行のものと確認できない等として、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料控除を示す資料として、新たに昭和41年9月及び同年11月の給与支払明細書を提出したが、当該明細書には、健康保険料及び厚生年金保険料の控除額が記載されているものの、事業所名の記載が無い上、担当者印も無く、前回の申立てにおける申立人提出の給与支払明細書(昭和41年6月分)については、使用している用紙の製造時期から申立期間当時作成されたものとは認められず、申立人も当該明細書は虚偽のものであると認めていることを踏まえると、今回提出された給与支払明細書についても、A社発行のものと認めることはできない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4984 (事案 3032 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月から 7 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社(現在は、B社。)で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与額に比べて低いことが分かった。

それで、記録訂正を申し立てたが、申立期間当時の給与額が確認できない等の理由で申立ては認められなかった。

今回、当時の給与振込額が確認できる預金通帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社提出の「被保険者標準報酬決定通知書」等の記載内容と社会保険庁の記録は一致しており、また、同社には、申立期間当時の賃金台帳、給与支払明細書等の資料が保存されておらず、申立期間に当たる平成 6 年 10 月から適用される定時決定に係る算定基礎届に過誤があったか否かを明らかにすることはできない等として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除を示す資料として、新たに預金通帳の写しを提出したが、当該通帳に記載されているA社からの振込金から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことを確認することはできない上、B社は、「当時の給与振込日は毎月 10 日であり、申立人が平成 6 年 5 月分の給与額であると主張する同年 5 月 26 日付けの振込金については、給与ではない。」と説明している。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4985 (事案 2584 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から46年6月21日まで
② 昭和46年11月25日から同年12月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

それで、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと申立てを行ったが、当該事業所は申立期間の大部分について厚生年金保険の適用事業所では無かった等の理由で、申立ては認められなかった。

しかし、申立期間にA社で勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、次の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。i) 申立期間①及び②については、申立人のA社における勤務実態が確認できない。ii) 申立期間①については、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年11月1日であり、同日以前は適用事業所ではない。iii) 申立期間①中の44年6月30日から同年7月10日までの期間について、申立人は別の事業所における厚生年金保険の被保険者記録があり、これについて、申立人は、「A社での仕事は不安定で、別の会社でも勤務しており、同社には仕事のある時のみ行っていた。」と陳述している。また、申立期間②については、A社は、46年11月25日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間②は適用事業所ではない。iv) 申立期間①と重なる42年8月から44年5月までの期間及び同年7月から46年5月までの期間並びに申立期間②と重なる同年11月から50年10月までの期間について、申立人は国民年金保険料を納付している。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出していない。

そこで、今回の申立てを踏まえ、社会保険事務所が申立人の雇用保険の加入記録を再調査したところ、昭和46年2月23日から同年12月30日までの期間について、雇用保険の被保険者期間が確認されたことから、申立人は、申立期間①のうち、同年2月23日以後の期間及び申立期間②において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該期間について、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年11月1日及び申立人が資格を取得した46年6月21日に、複数の従業員が同社において被保険者資格を取得していることが確認でき、当時、同社がまとめて従業員の被保険者資格の取得手続を行っていたことがうかがえる。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、前出の申立人の雇用保険の加入記録については、前回の申立てにおいて、当委員会がB労働局に対して調査したところ、加入記録は確認できないとの回答であったものである。

大阪厚生年金 事案 4986（事案 2653 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月 8 日から平成 13 年 4 月 1 日まで
社会保険庁の記録によると、申立期間については、A 県所在の B 社での厚生年金保険被保険者期間となっているが、当該期間と重複して、C 県に所在する B 社での被保険者記録があるはずであるとして確認申立てを行ったが、認められなかった。

しかし、C 県所在の B 社でも、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間について、同社における厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、D 社（A 県所在の B 社の名称変更前の適用事業所。）における申立期間当時の社会保険事務担当者及び C 県所在の B 社における申立期間当時の社会保険事務担当者に照会したところ、両者から申立人の C 県での厚生年金保険への加入については記憶に無い旨回答が得られた等として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出しておらず、申立期間については、C 県所在の B 社においても厚生年金保険料が給与から控除されていたと主張している。

そこで、今回の申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、再度、C 県所在の B 社で申立期間当時に社会保険の事務担当をしていた者に照会したものの、申立ての事実が確認できる陳述は得られず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年ごろに 6 か月から 1 年半の期間
② 昭和 48 年ごろ
③ 昭和 50 年代
④ 昭和 50 年代
⑤ 昭和 50 年代
⑥ 昭和 50 年代
⑦ 平成元年ごろに 1 年から 1 年半の期間
⑧ 平成元年ごろに 1 年から 2 年の期間

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社で勤務したのに、社会保険事務所には昭和 48 年 3 月の 1 か月しか加入記録が無い。また、申立期間②はB社（現在は、C社。）D事業部に、申立期間③はE社に、申立期間④はF社に、申立期間⑤はG社に、申立期間⑥はH社に、それぞれ勤務したが、加入記録が全く無い。申立期間⑦はI社で勤務したのに、平成元年 4 月の 1 か月しか加入記録が無い。また、申立期間⑧はJ社（現在は、K社。）に勤務したが、途中の 2 年 6 月の加入記録が抜けているほか、勤務期間も記憶より短い。申立期間はそれぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録において、申立人は、昭和 48 年 3 月 12 日から同年 4 月 12 日までの期間（1 か月）はA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、申立人は、同社における被保険者期間は 6 か月から 1 年半の期間であると申し立てている。

しかし、申立人の雇用保険の記録をみると、申立人は、A社において、昭和48年3月12日に資格を取得し、同年4月11日に離職していることが確認でき、この記録は、申立人の厚生年金保険の加入記録及び厚生年金基金の加入記録と一致している。

また、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、A社は、平成9年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社及び事業主から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

申立期間②については、C社は、「昭和48年3月15日に当時のB社D事業部が本社に提出した『厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書』を見ると、申立人の氏名及び資格取得日（昭和48年1月30日）を記載した後で、二重線で削除していることが確認できることから、申立人の資格取得の届出は社会保険事務所に提出しておらず、厚生年金保険料も控除していない。」としている。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないため、社会保険事務所のB社D事業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人のB社D事業部に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間③については、E社は、「当社保管の労働者名簿には、申立人の入社日は昭和63年4月12日、退社日は同年4月16日と記載されており、申立期間である昭和50年代には、申立人は当社では勤務していない。なお、申立人は入社後4日で退職しているため、厚生年金保険には加入させておらず、63年4月の厚生年金保険料は控除していない。」としている。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないため、社会保険事務所のE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人のE社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間④については、F社は、平成14年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主に照会したものの回答が得られないため、同社及び事業主から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないため、社会保険事務所のF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人のF社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間⑤については、G社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料控除に

については、関連資料が無いため不明である。」としている。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないため、社会保険事務所のG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人のG社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間⑥については、H社は、平成3年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主は所在不明であるため、同社及び事業主から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないため、社会保険事務所のH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できる陳述は得られなかった。

さらに、申立人のH社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間⑦については、社会保険庁の記録において、申立人は、平成元年4月1日から同年4月21日までの期間（1か月）はI社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、申立人は、同社における被保険者期間は1年から1年半の期間であると申し立てている。

しかし、I社提出の「健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を見ると、申立人の資格取得日は平成元年4月1日、資格喪失日は同年4月21日と記載されていることが確認でき、当該資格の取得日及び喪失日は社会保険庁の記録と一致している。

また、I社は、「申立人は、昭和63年8月1日に臨時雇用として当社に入社し、平成元年4月1日から正社員となり、同年4月20日に退職した。」と回答しているところ、同社提出の申立人に係る賃金台帳を見ると、昭和63年8月から平成元年3月までの期間については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、同社では、申立人を臨時雇用から正社員に昇格させた同年4月1日から厚生年金保険に加入させたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の申立人に係る年金記録をみると、申立人は、I社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失後に、平成元年4月から同年9月まで、国民年金保険料の申請免除の記録が確認できる。

申立期間⑧については、社会保険庁の記録において、申立人は、平成元年10月1日から2年6月11日までの期間（8か月）はJ社で、同年7月1日から同年12月25日までの期間（5か月）はL社（J社から名称変更）で、それぞれ厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、申立人は、J社における被保険者期間は1年から2年の期間であると申し立てている。

しかし、申立人の雇用保険の記録をみると、申立人は、J社において、平成元年10月1日に資格を取得し、2年6月10日に離職しており、L社において、

同年7月1日に資格を取得し、同年12月20日に離職していることが確認でき、この記録は、申立人の厚生年金保険の加入記録とおおむね一致している。

また、K社は、「申立期間当時の関連資料は保存していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」としている。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶していないため、社会保険庁のJ社及びL社に係るオンライン記録において、申立期間に加入記録のある複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できる陳述は得られなかった。

また、申立人は、申立期間③、④、⑤及び⑥について、昭和50年代にE社ほか3社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、社会保険事務所の申立人に係る年金記録をみると、申立人は、55年4月から63年3月までの期間について、国民年金保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和 29 年 10 月 1 日から 33 年 2 月 28 日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨回答をもらった。申立期間もA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が昭和 31 年 5 月 1 日になっているが、同僚が 33 年に転職したことをきっかけに自分も当該同僚と同じ事業所に転職したので、申立期間は同社に勤務していたはずであると申し立てている。

しかしながら、A社は申立期間に係る資料を保存しておらず、申立人の同社における退職日について確認することができないと回答している。

また、申立期間当時、A社で勤務していた同僚は申立人を記憶していない上、当時の事務担当者は、「昭和 31 年及び 32 年の慰安旅行時の写真の裏面には申立人の名前は無いことから、申立人は当時、在籍していなかったように思う。」と陳述しているほか、申立期間以前より同社で勤務していた別の同僚からは、「時期は特定できないものの、申立人は、A社からB社に転職したように記憶している。」旨の陳述が得られたことなどから、申立人の申立期間における在籍を確認することはできなかった。

さらに、上記のとおり、A社には申立期間当時の資料が無く、申立人の申立期間における保険料控除等についても確認することができない。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 31 年 5 月 9 日付けで社会保険事務所に健康保険証を返納している記録が確認で

きるほか、申立期間当時の健康保険整理番号には欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえない。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

一方、申立人が、申立期間において、B社で勤務していた可能性があることと陳述していること及び申立人の弟からもこれと符合する陳述も得られたことから判断すると、申立人は申立期間において同事業所に勤務していたことが考えられる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年5月1日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、B社は、昭和59年12月20日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主も亡くなっていることから、事業主から申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の加入等について確認することができないほか、同社が適用事業所となった日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した複数の同僚からは、「B社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、従業員の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨の陳述が得られた。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 12 月 1 日から 23 年 1 月 1 日まで
② 昭和 24 年 7 月 1 日から 29 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 2 月 28 日まで

私は、昭和 20 年 4 月から 21 年 10 月まで A 事業所で給仕をしていたが、同年 12 月に近所の人で紹介で B 社に入社した。厚生年金保険の加入記録は 23 年 1 月からとなっているが、申立期間①を被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②の C 社には、前職の会社が倒産して寮も無くなったので、すぐに公共職業安定所で紹介で入社し、D 業務及び E 業務に従事した。勤務中の昭和 28 年 2 月に F 免許も取得したが、同社に入社した時からの厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

さらに、申立期間③の G 社には、C 社に勤務中に、G 社関連に勤務していた姉から、I 業務従事者としてきたらどうかと言われ、C 社を辞めてすぐに入社した。勤務は J 県で、ほかは営業の人であった。入社した時から厚生年金保険に入っていたのに申立期間③の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 21 年 12 月 1 日から B 社に継続して勤務していたと申し立てているが、同社の事業主等の所在は不明であるため照会することができないほか、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出調査したところ、唯一回答が得られた同僚は、「申立人についての記憶が無く不明。」としており、申立人の申立期間における在職を確認することはできなかった。

一方、B 社に係る上記被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は確認できないものの、最初に厚生年金保険に加入してい

る者の資格取得日が昭和 22 年 2 月 1 日であることから、同社が適用事業所となった日は、同日と考えられるところ、申立期間①のうち、同日以前の期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に当たる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険記号番号は資格取得日が昭和 23 年 1 月 1 日として払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入状況及び保険料控除等について、当時の事業主等に確認することができず、申立期間に係る保険料控除を明らかとすることはできなかった。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間①に係る申立人の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人は、昭和 24 年 7 月 1 日から C 社に勤務し、業務上の必要により同社に勤務中の 28 年 2 月 26 日には H 免許を取得したと陳述していることから判断すると、申立人は申立期間当時、同社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 29 年 3 月 1 日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

一方、C 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（控）においても、申立人の資格取得日は昭和 29 年 3 月 1 日として同年 2 月 23 日に届け出られていることが確認できる。

また、C 社からは「適用事業所となる前に社員の給与から厚生年金保険料を源泉控除することはなかったと考えられる。」との回答が得られた。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間②に係る申立人の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③について、申立人は G 社に昭和 35 年 9 月 1 日に入社し、I 業務従事者として J 県で勤務していたと申し立てているが、同社は当時の資料が無く、申立人の入社日等は不明と回答しているほか、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同僚を抽出し調査したものの、いずれの同僚も申立人の入社日や勤務期間は不明としており、申立人の申立期間③における勤務実態等を確認することはできなかった。

また、社会保険事務所の記録では、G 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 35 年 11 月 1 日であり、申立期間のうち、同日以前の期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に当たる。

さらに、G 社は、「昭和 35 年 11 月 1 日以降の社会保険関係の資料をすべて

保管しているが、申立期間に係る資格取得届（控）を調査したものの、申立人の記録は見当たらない。」と陳述している。

加えて、当時、G社K事業所に勤務していた同僚からは、「K事業所では、社員を社会保険に加入させておらず、保険料も控除されていなかった。私も申立人と同じ昭和36年2月28日に厚生年金保険の資格を取得しており、そのころからK事業所に在籍する社員を社会保険に加入させたと思う。」旨陳述も得られた。

また、G社は「当時の書類等が残っていないため、申立期間における申立人の保険料控除等について確認することはできない。」と回答している。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間③に係る申立人の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 30 日から同年 6 月 23 日まで
私は、A社に半年間働く約束で入社したが、給与面で折り合わず、3か月で辞めた。社会保険庁の記録では、勤務していた当該3か月間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の業務内容及び事業主一族のことを具体的に記憶していることから判断すると、申立人は申立期間当時、同社で在職していたものと推認される。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録があり、住所の判明した12人に照会したものの、申立人の厚生年金保険への加入状況等について記憶している者はおらず、また、事業主の親族等にも申立人の申立期間に係る保険料控除について事情照会したが、不明と回答している。

さらに、申立人は、申立期間における保険料控除について記憶していないほか、「申立期間当時に健康保険証を一度も使ったことがなく、健康保険証を受け取ったかどうか覚えていない。」旨陳述している。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 10 日から 47 年 7 月 1 日まで

昭和 44 年 10 月から勤務していた A 社が B 社と業務提携し、新たに C 社を 46 年 7 月に設立したので、同社で勤務することになったが、同社は社会保険の適用事業所では無かったので便宜上、B 社で厚生年金保険に加入した。

社会保険庁の記録では申立期間の標準報酬月額が 3 万 6,000 円となっているが、実際には C 社から 12 万 6,000 円の報酬を受けていた。

申立期間の標準報酬月額を実際の報酬額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の B 社に係る申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てしているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、昭和 46 年 9 月の資格取得時の標準報酬月額は 3 万 6,000 円で、その 10 か月後の 47 年 7 月の随時改定により申立人主張の報酬額に相当する 12 万 6,000 円に改定されていることが確認できる。

しかしながら、申立人と同様に、C 社が厚生年金保険の適用事業所では無かったため、便宜上、B 社において厚生年金保険に加入していた同僚（2 名）も、いずれも、資格取得の 10 か月後に随時改定により標準報酬月額が増額改定されていることが、上記被保険者名簿により確認できるものの、申立人及び当該同僚 2 名の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、社会保険庁の記録に不自然な点もうかがえない。

また、B 社の複数の同僚に対して、同社における標準報酬月額の届出状況などを照会したものの、当時の事情等を確認することはできなかった。

さらに、B 社は平成 15 年 4 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、申立人主張の給与支

給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していた事実を確認できる給与明細等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年2月まで

私は、平成5年4月から6年2月まで、A社（現在は、B社。）に勤務したが、社会保険事務所の記録では、同社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

A社在職時も厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月にA社に入社し、6年2月まで勤務したと申し立てている。

しかし、B社は、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控え並びにA社が作成した「役職員名簿（平成5年11月分）」に申立人の氏名が無いことから、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができないと回答している。

また、申立人は、A社において、C職であったと陳述しているものの、入社後に実施される健康診断を受診したことも無いとしている上、同社において被保険者記録が有り、申立人と一緒に入社したとする従業員は、「申立人は入社後の一週間の研修のうち、1日だけ受講したが、その後会社に来なかった。」と陳述している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

加えて、申立人は、平成5年4月にD組合の任意継続組合員の資格を取得して、一年分の保険料を一括納付し、その後還付処理もなされておらず、また、申立人の妻は同年3月まで国民年金の第3号被保険者であったが、申立期間に

おいては、第1号被保険者として保険料を納付している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 1 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで
② 昭和 20 年 12 月 17 日から 22 年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨回答をもらった。

しかし、申立期間①はA社（現在は、B社。）C支店で、申立期間②はD社で、それぞれ勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管する昭和 19 年 12 月 28 日付けのA社C支店の修了証及び申立人が記憶している同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社C支店に勤務していたことは推認することができる。

しかし、B社は、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等の状況は確認できない。

また、B社の現在の人事担当者は、「申立期間当時、国により動員された従業員の中には、厚生年金保険に加入させていない者がいた。」と陳述しているところ、申立人がA社C支店で先輩であったとする者及び申立人と同じ学校を卒業して同期入社したとする者についても、申立人と同様に、同社における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、D社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確

認できない。

さらに、申立人が上司又は同僚として記憶している6人の所在は不明であり、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年から 44 年まで
② 昭和 47 年から 50 年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務し、B社C支店に派遣されて、D業務に従事した。1日8時間、1か月25日の勤務であったにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②とも、申立人が記憶している同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が、それぞれの申立期間の一部においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が申立期間当時加盟していたE厚生年金基金は、申立人について、「会員記録の中に申立人の名前は無い。」と回答している。

また、申立期間にA社で被保険者資格を取得している複数の同僚が記憶する申立期間当時の出勤記録の方法を申立人と比較すると、同僚はタイムカードであったとしているのに対し、申立人は書面による自己申告であったことから、両者の雇用形態が異なっていた可能性も否定できない。

さらに、A社は、平成11年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

なお、申立人が派遣されていたとするB社は、「申立期間当時、A社をF事

業として採用していたか否かは記録が残っておらず、不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 5 年 9 月 30 日まで
社会保険事務所から、私の申立期間における標準報酬月額が 8 万円であるとの説明を受けたが、当時は 100 万円程度の給与であった。
当時の A 社において、私は、登記簿上は代表取締役であったが、実質的な経営者は兄であり、社会保険関係手続は兄の債権者である B 社が行っていた。
申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額より低くなっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日（平成 5 年 9 月 30 日）の後の平成 6 年 3 月 8 日付けで、さかのぼって 8 万円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、兄が A 社の実質的な経営者であり、申立期間当時の社会保険関係手続は兄の債権者である B 社が行っていたとしており、元従業員 3 人も同じ旨陳述をしている。

しかし、A 社の商業登記簿から、申立人は、申立期間前の平成 4 年 1 月 31 日に代表取締役を退任しているものの、次の取締役（代表取締役を含む。）が就任する 7 年 5 月 22 日までは取締役就任している者がいないことから、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役としての権利義務を有していたと考えられ、申立人も、「申立期間当時の実質的な経営者は兄だが、私が代表取締役であった。」と陳述している。

また、申立人は、申立期間当時、既にC国に移住していたとしているが、D
入国管理局の申立人に係る出帰国記録をみると、申立期間当時、頻繁に出帰国
を行っていることから、移住していたとは考え難く、遡^{そきゅう}及訂正処理日である平
成6年3月8日を含む、同年2月10日から同年3月24日までの期間において
は日本にいたことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任
を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無
効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る
記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 9 月 1 日まで
② 昭和 62 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの昭和 43 年 10 月から 44 年 8 月までの期間及びB社に勤務した期間のうちの 62 年 2 月から同年 6 月までの期間の標準報酬月額が、それぞれ、その前の期間より低くなっていることが判明した。どちらの期間も給与が減額された記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所のA社（現在は、C社。）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人の標準報酬月額は、昭和 43 年 10 月 1 日の定時決定により、同年 9 月までの 5 万 6,000 円から 5 万 2,000 円に 1 等級下がっていることが確認できる。

しかし、当該定時決定においては、申立人と同様に標準報酬月額が下がっている者が見られ、また、申立人が同じ職種及び同じ給与形態であったとする同僚について見ても、時期は異なるものの昭和 42 年 10 月 1 日の定時決定で標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

さらに、C社の担当者は、基本給が上がっていても、手当額の変動により標準報酬月額が 1 等級程度下がることはあると陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿に標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められず、ほかに不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間に申立てに係る標準報酬月額に基づく保険料が控除され

ていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②についても、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人の標準報酬月額は、昭和62年2月1日の随時改定により、同年1月までの47万円から41万円に下がっていることが確認できる。

しかし、当該名簿を見ると、昭和62年2月1日に被保険者記録の有る17人のうち、申立人を含む10人が申立人同様同年2月から、また、2人が同年10月から、標準報酬月額がそれ以前の期間よりも低い額に改定されていることが確認できる。

さらに、B社は、申立期間に多数の従業員の給与が下がっていることから、申立人の給与減額は会社の業績悪化によるものと思われるとしており、元役員は、申立期間当時の事業主は、経営状態により従業員の給与を減額していたと陳述している。

加えて、B社から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳及び年間給与一覧表の給与支給額から算定される標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 8 年 8 月 1 日まで

申立期間当時、私の夫は、A社の実質的な事業主であった。

平成 9 年ごろ、社会保険事務所の担当者が自宅に来て、厚生年金保険料として支払われた手形が不渡りとなったので、その保険料と夫の年金を相殺すると言われた。

私の夫は、当時は行方が分からず、また、実質的な事業主である夫の責任として、相殺するのは仕方がないと思い、私が夫の報酬月額を訂正する届を提出した。

ただ、会社の問題と、個人の問題とは別ではないかと思う。申立期間の標準報酬月額が 30 万円であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日（平成 9 年 10 月 1 日）の後の平成 9 年 10 月 15 日付けで、30 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって引き下げる訂正処理が行われていることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る記録から、同社の代表取締役は、申立人の妻であったことが確認できるところ、申立人の妻は、申立人は同社の実質的な事業主であり、形式的な代表取締役は自分であったとしている。

また、申立人の妻は、平成 9 年ごろ、厚生年金保険料として支払われた手形

が不渡りとなったことから、社会保険事務所の指導に従い、形式的には代表取締役であった自分が、夫である申立人の報酬月額を遡及訂正する届を提出したとしている。

なお、申立人の妻は、「当時、申立人は行方不明であった。」としているものの、これを確認することはできない。

さらに、申立人の妻は、「申立人は、標準報酬月額の減額の遡及訂正について全く関与しておらず知らなかった。」としているが、当該標準報酬月額の遡及訂正に係る届は、会社の業務としてなされた行為であることから、A社の実質的な事業主である申立人は、当該行為の責任は免れないものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている実質的な事業主として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 9 年 6 月 1 日まで

申立期間当時、私の夫は、A社の事業主であった。

平成 9 年ごろ、社会保険事務所の担当者が自宅に来て、厚生年金保険料として支払われた手形が不渡りとなったので、その保険料と夫の年金を相殺すると言われた。

私の夫は、当時は行方が分からず、また、代表取締役である夫の責任として、相殺するのは仕方がないと思い、私が夫の報酬月額を訂正する届を提出した。

ただ、会社の問題と、個人の問題とは別ではないかと思う。申立期間の標準報酬月額が 30 万円であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日（平成 9 年 10 月 1 日）の後の平成 9 年 10 月 15 日付けで、30 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって引き下げる訂正処理が行われていることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る記録から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認でき、申立人の妻も、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役であったと陳述している。

また、申立人の妻は、平成 9 年ごろ、厚生年金保険料として支払われた手形

が不渡りとなったことから、社会保険事務所の指導に従い、自分が申立人の報酬月額を^{そきゅう}遡及訂正する届を提出したとしている。

なお、申立人の妻は、「当時、申立人は行方不明であった。」としているものの、これを確認することはできない。

さらに、申立人の妻は、「申立人は、標準報酬月額の減額の^{そきゅう}遡及訂正について全く関与しておらず知らなかった。」としているが、当該標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正に係る届は、会社の業務としてなされた行為であり、申立人は、A社の代表取締役であることから、当該行為の責任は免れないものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4999（事案 2054 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険事務所にA社で勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無いと知り申立てを行ったが、当初の申立期間の大部分において同事業所は厚生年金保険の適用事業所では無い等の理由で申立ては認められなかった。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった以降の期間についても厚生年金保険の加入記録が無いことには納得できない。

当時の事業主の息子が私の在職期間について証明してくれた書類を改めて提出し、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間について申し立てるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初の申立期間の大部分においてA社は厚生年金保険の適用事業所ではない、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間の健康保険整理番号に欠番が無い、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても加入記録は確認できない等として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料納付をうかがわせる資料として、新たに、申立期間当時の事業主の息子が申立人のA社における勤務について証言した書類を提出したが、当該資料の内容について事業主の息子に確認したところ、「当該書類は、申立人が記載し持参したものに署名・押印をしたものであるが、申立期間当時、私は小学生で、申立人がA社に勤務していたことは記憶しているものの、詳しい勤務時期や厚生年金保険料の控除については分からない。」と陳述していることから、この資料の内容をもって、申立期間における申立人の保険料控除を

推認することはできない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5000

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 2 月 29 日まで

私は、A社の代表取締役であったが、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成3年4月1日から適用事業所で無くなった4年2月29日まで、給与額を40万円から50万円として届け、厚生年金保険に加入していた。社会保険庁の記録において、私の当該期間における標準報酬月額が17万円とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成3年4月から同年9月までは41万円、同年10月から4年1月までは30万円と記録されていたところ、申立てに係る事業所が適用事業所で無くなった後の同年3月7日付けで、申立期間について、さかのぼって17万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人が当該事業所の代表取締役となっていることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所における厚生年金保険の被保険者は、申立人のほかは一人であることが認められ、当該被保険者であった元従業員も社員は自分一人だけであったと陳述している。

また、当該元従業員は、「自分は、一度だけ社会保険事務所に行ったことはあるが、保険料を支払いに行っただけである。」と陳述しているところ、社会保険に係る届出は申立人が行っていたと推定される。

さらに、申立人は、平成4年ごろ社会保険事務所の職員が当該事業所へ保険料の督促に訪問したが、その支払いについて延期を申し出たと陳述しているため、申立期間に係る4年3月7日付けの処理に関しても、社会保険事務所が、

事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 20 日から 32 年 2 月 21 日まで
厚生年金保険加入記録について、B 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A 社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。当時、脱退手当金というものがあること自体知らなかった。脱退手当金は請求したことも受給したこともなく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄に支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 32 年 3 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 26 日から 32 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨回答を受けた。
私は、昭和 28 年 4 月から 36 年 3 月まで、B施設内にあったA社に勤務し、途中で辞めることもなかったので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時は、施設内の事業主及び従業員も被保険者となっていた社会保険事務所のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日である昭和 31 年 11 月 26 日に、当時の被保険者 93 人のうち、申立人を含む 70 人以上の被保険者が一斉に資格を喪失していることが確認できる。また、A社の事業主及びその妻も、申立人と同一日に資格を喪失している。

その理由について、同一日に資格を喪失しているほかの事業所の元従業員の一人は、「C社全体としてではなく、事業所ごとに加入することになったためである。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人に係る記録欄には、資格の喪失に併せて健康保険証が返却されたことが記載されている。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 32 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月5日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間の記録が無い旨回答を受けた。同社には昭和35年4月から勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶している同僚及び社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会しても、申立人の申立期間における勤務等を確認できる陳述は得られなかった。

また、A社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除は確認できない。

さらに、A社の現在の人事担当者は、「就業規則により、現在も新規採用社員に対して原則4か月の試用期間を設けている。申立期間当時から試用期間はあったと思う。当時、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と陳述している。加えて、申立人と同じB職として勤務していた同僚の一人も、「入社して数か月間は試用期間であり、厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述しているところ、申立人と同じB職の仕事に従事していた同僚二人は、自身が記憶する入社時期から7か月後又は9か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、申立人の雇用保険の資格取得日は、昭和35年9月1日であり、厚生

年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 16 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 33 年 2 月 1 日から同年 12 月 11 日まで
③ 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B部門に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 32 年 8 月 16 日から同社の正社員となった 34 年 12 月 1 日まで、短期臨時社員として継続して勤務していたので、申立期間①、②及び③についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成・保管する申立人に係る人事記録及び複数の元職員の陳述から、申立人が申立期間①、②及び③に同社B部門で短期臨時社員として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間①については、申立人と同じ昭和 32 年にA社B部門に短期臨時社員として採用された同僚及び元社員 3 人について、同社が作成・保管する人事記録に記載されている採用時期と、社会保険事務所の同部門に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格取得時期を比較すると、いずれも採用後 1 か月又は 2 か月経過してから厚生年金保険に加入していることが確認でき、同部門では、申立期間当時、採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険記号番号は、申立期間後の昭和 32 年 10 月 5 日に払い出されている。

申立期間②については、A社が作成・保管する人事記録において、申立人と同様の時期に同社B部門で短期臨時社員として勤務し、その後同社の正社員となったことが確認できる同僚を含む15人について、前述の被保険者名簿を調査したところ、同僚については申立期間の加入記録は無く、その他の元社員9人については申立人と同様に勤務していた期間の途中でいったん資格を喪失し、1か月から9か月後に再取得していることが確認できるほか、申立人の健康保険証が資格喪失時に返納されたことが記載されている。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人が資格を再取得した際に、昭和32年10月に払い出された厚生年金保険記号番号とは別の記号番号が払い出されており、事業主から当該資格の取得及び喪失に係る届出が行われたことが推認できる。

申立期間③については、A社B部門において短期臨時社員から正社員となった当該15人について、前述の被保険者名簿を調査したところ、10人は、いずれも申立人と同様に同部門で勤務していた期間の途中で資格を喪失していることが確認できるほか、申立人の健康保険証が資格喪失時に返納されている。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 48 年 1 月 1 日まで
② 昭和 48 年 2 月 21 日から 49 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨回答を受けた。同社には昭和 47 年 10 月ごろに入社し、2 年ぐらい勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が 1 か月しかないのは納得できない。

申立期間①及び②も A社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から申立人が申立期間も A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、申立人が同社において被保険者資格を取得した日と同一日の昭和 48 年 1 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、申立人の申立期間における保険料控除等は確認できない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年当時から被保険者記録が確認できる 12 名について文書照会を行ったが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除についての回答を得ることができなかった。

申立期間②については、申立人は、昭和 49 年 9 月まで A社に引き続き勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、商業登記簿により、申立人は申立期間中の昭和 48 年 2 月 24 日に、自らが代表取締役となる別会社を設立していることが確認できる。

また、雇用保険の記録でも、申立人は、昭和48年2月20日に被保険者資格を喪失しており、厚生年金保険の記録と一致する。さらに、社会保険事務所の記録から、申立人は、49年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない上、申立人が氏名を記憶している同僚は既に死亡しており、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録の有る元従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態等は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年から 32 年 5 月 21 日まで
② 昭和 32 年 10 月から 35 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨回答を受けた。

申立期間①については、昭和 30 年ごろから A 社に勤務したのに、32 年 5 月からの加入記録しかない。また、申立期間②については、B 社に勤務したのに、加入記録が全くない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社が社名変更した C 社は、現在休業中で連絡が取れず、元事業主も連絡先が不明であることから、申立人の A 社における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、当時は役員だった事業主の息子は、従業員が希望する場合は、厚生年金保険に加入させていなかったと陳述しており、元従業員の一人も、希望すれば厚生年金保険に加入しなくてもよかったと陳述している。

さらに、申立人が同僚としている二人のうち、一人は A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらない。

申立期間②については、同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に B 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所

となったのは、昭和 35 年 10 月 24 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主は、当時の資料を保有していないことから、申立期間②当時に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明であると陳述している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 25 日から 42 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨回答を受けた。同社には、昭和 39 年 7 月から 2 年から 3 年間は勤務しており、厚生年金保険の記録が 1 か月しかないのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も A 社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は申立期間当時の同僚の名前を覚えておらず、社会保険事務所の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある元従業員のうち所在が判明し聴取することができた一人は申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできなかった。

また、B 社は、申立期間当時の関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。さらに、同社は、「記録が無ければ、申立期間に加入していたことは考えられないし、保険料も控除していなかったと思う。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月から 48 年 5 月まで
② 昭和 48 年 8 月から 49 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、A社で、申立期間②については、B社で、それぞれC職として勤務したことは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、事業主及び同僚を記憶していない上、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある従業員7人に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間において同社で勤務していたことを確認することができなかった。

また、A社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、当時の事業主及び役員も既に死亡しているため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

さらに、A社の現事業主は、「自身が社長になる昭和57年ごろまでは、従業員のうち、厚生年金保険に加入していたのは希望者だけであり、半数ぐらいが加入していなかった。」と陳述している。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、事業主及び同僚を記憶していない上、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある従業員14人に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認することができなかった。

また、B社の元事業主は、申立人を記憶しておらず、「会社は既に解散して5年以上経過しているため、申立期間当時の資料は無く、申立人について確認できない。」と陳述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月9日から25年8月1日まで
② 昭和27年1月30日から同年8月1日まで
③ 昭和29年2月1日から31年まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①及び②については、A大学の二部に通学しながらB社に住み込みで勤務していた期間であり、社会保険庁の記録のように就退職を繰り返していない。申立期間③については、C社に正社員として勤務し、D業務を担当していた。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、B社に住み込みで勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶している同僚は所在不明であり、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある元従業員のうち、所在が判明した2人に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務は確認できなかった。

また、B社は、平成17年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、申立期間当時の事業主及び役員は既に死亡しており、関連資料も保存されていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできない。

申立期間③については、申立人は、C社でD業務担当として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、平成9年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、申立人が記憶している同僚及び申立期間当時のほかのD業務担当者名前は、社会保険事務所の同社に係る

健康保険厚生年金保険被保険者名簿において見当たらないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立期間当時、C社において、D業務を担当していたとする元従業員2人に照会を行ったが、いずれも申立人を記憶しておらず、そのうちの1人は、「私は、昭和30年ごろに入社し、D業務を担当したが、申立人からD業務事務の引継ぎを受けた記憶は無い。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿には、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年ごろから6か月
② 昭和30年ごろから6か月

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①はA社（現在は、B社。）に勤務し、申立期間②はC社（現在は、D社。）に勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和29年ごろから6か月程度、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、A社の同僚等を覚えておらず、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた3人は、いずれも申立人を記憶していないため、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態等について確認することはできない。

また、上記元従業員のうち二人は、自身が記憶する入社時期よりも6か月から1年後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、このうち一人は、「私は臨時雇用者だったので、入社当初には厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述している。

さらに、申立人は、「申立期間における雇用形態について、臨時雇用又は期間雇用であった。入社に当たって、事業主から雇用期間は6か月で終了する旨説明を受けた。」と陳述している。

加えて、B社は、申立期間当時の関連資料を保管しておらず、申立人の申立

期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

申立期間②については、申立人は、昭和 30 年ごろから 6 か月程度、C社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、C社の同僚等を覚えておらず、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた 7 人は、いずれも申立人を記憶していないため、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態等について確認することはできない。

また、上記 7 人の元従業員について、各人が記憶している入社時期と厚生年金保険の資格取得日とを比較すると、正社員であったとする 4 人はほぼ入社時期に資格を取得しているが、臨時雇用であったとする 3 人は入社時期から 3 か月から 5 か月後に資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、自身の雇用形態について、「入社時に、『臨時の仕事であり、6 か月で仕事が終わる。』と説明を受けた。退社の理由は雇用期間が終わったからだ」と記憶している。」と陳述している。

さらに、D社は、申立期間当時の関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立期間①及び②において、社会保険事務所の A 社及び C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険整理番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 1 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨回答を受けた。私は、昭和 24 年に父の会社である A 社に入社した。また、27 年ごろに夫と共に同社 B 支店を開設し、以降平成 3 年まで同支店に継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和 27 年ごろまでは A 社の本店で、同年以降は同社 B 支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。しかし、申立人の父である申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の弟であり申立期間当時は本店の従業員であった現在の事業主は、申立期間当時の人事記録等の資料は保管されておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除は不明であるとしている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したところ、連絡の取れた 3 人は、いずれも、「申立人は、申立期間に A 社に勤務していない。」と陳述しており、申立人が同社 B 支店において一緒に勤務していたとする元従業員 2 人も、「申立人は申立期間に A 社 B 支店に勤務していない。」と陳述していることから、申立人の申立期間における勤務は確認できない。

さらに、申立人は、自身の勤務状況について、「本店では C 業務の仕事をしていた。B 支店では、D 業務に従事していた。いずれの期間も、出勤日及び勤務時間は決まっておらず、勤務は不定期であった。」と陳述しており、この内容をもって申立人の勤務を推認することはできない。

加えて、申立人は、給与の受給及び厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無く、また、このほかに申立人の申立期間における勤務及び保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 22 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額と大きく異なっていることが分かった。申立期間には、30万円の給与が支払われていたので、当該期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額と大きく異なっていると申し立てている。

しかし、元事業主は、「私の指示により、自身も含め従業員全員の標準報酬月額について、不景気となった平成4年ごろから当社を解散した21年7月まで、実際の給与月額よりも低い報酬月額を社会保険事務所に届け出た。また、給与等からは、届出どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除していた。」と陳述しているほか、平成11年1月から給与計算及び社会保険手続に従事していたとする元従業員も、「社長の指示に従い、実際の給与額よりも低い報酬月額を社会保険事務所に届け出たが、給与等からは、届出どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除していた。」と陳述している。

また、別の元従業員二人から提出された平成10年2月及び16年3月の給与明細書と、当該元従業員の社会保険事務所における標準報酬月額に係る記録を比較すると、いずれも、標準報酬月額は給与支給額よりも11万円から13万円低く記録されているが、保険料控除額は記録された標準報酬月額に基づく金額となっており、元事業主等の陳述内容と符合する。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（30万

円)に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月から35年3月まで
② 昭和54年8月10日から56年4月まで
③ 昭和61年11月から62年10月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①はA社でB職として勤務し、申立期間②はC社でD業務に従事し、申立期間③はE社でF業務に従事していたことは間違いないので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時、勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録も確認できなかった。

さらに、A社の事業主及び申立人が氏名を記憶している同僚は所在不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできない。

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人が申立期間にC社で勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、申立期間当時の事業主等役員は死亡又は所在不明であり、これらの者から、申立人の申立期間における

保険料控除の状況について確認することはできない。

申立期間③については、雇用保険の記録から、申立人が申立期間にE社で勤務していたことは確認できる。

しかし、E社は、「申立期間当時、申立人にはF業務を委託しており、このような業務委託を行っていた者を厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかった。」と陳述している。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、同僚から申立人の申立期間に係る保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 1 月 4 日から同年 4 月 15 日まで
② 昭和 26 年 4 月 15 日から 28 年 1 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、C社に勤務していた申立期間①及びA社（現在は、B社。）に勤務していた期間のうち、申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 26 年 1 月 4 日から同年 4 月 14 日まで勤務し、また、A社には、同年 4 月 15 日から勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社の労働者名簿及び同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間のうち一部の期間について、同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、C社及び元従業員の一人は、「C社では、入社後 3 か月から 6 か月の試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述している。

また、前述の労働者名簿において、申立人はD職であったことが記載されているところ、元従業員の一人は、「D職には試用期間があった。」旨陳述している。

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社が保管する厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和 28 年 1 月 21 日と記載されており、同社の事務担当者は、「資格取得以前に給与から保険料を控除したとは考え難い。」と陳述している。

また、元従業員の一部は、「申立人は、私のすぐ後にE職として入社したと思う。」と陳述しており、入社当初、E職であったとするほかの複数の元従業員は、「E職から正社員になるまで数年を要し、それまでは厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述しているところ、これらの元従業員は、いずれも自身が入社したとする時期の数年後に厚生年金保険に加入している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 18 日から 55 年 11 月 30 日まで
② 昭和 63 年 7 月 1 日から平成元年 7 月 28 日まで
③ 平成元年 8 月 30 日から 2 年 8 月 13 日まで
④ 平成 2 年 9 月 1 日から 4 年 7 月 29 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社にそれぞれ勤務していたので、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者であったこと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録及び元事業主の陳述から判断して、申立人が申立期間内の一時期にA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、元事業主は、「申立人は、毎日とは出社しておらず、正社員では無かった。勤務した期間も数か月であり、いつの間にか出社しなくなった。」と陳述している。

加えて、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

また、A社は、平成 10 年 12 月に I 地方裁判所において破産宣告を受けており、元事業主は申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することはできない。

申立期間②については、申立人は、B社でE職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとするB社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できなかった。

さらに、申立人は、申立期間の一部において、国民健康保険に加入している。

加えて、申立人は、事業主の氏名を記憶していないほか、上司であったとする者は所在不明であり、これらの者から申立人のB社における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

また、申立期間に申立人が雇用保険の被保険者となった事実は見当たらない。

申立期間③については、申立人は、C社でE職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、会社の所在地、事業主の氏名及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人が勤務していたとするC社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

また、申立人は、申立期間において、国民健康保険に加入している。

さらに、申立期間に申立人が雇用保険の被保険者となった事実は見当たらない。

申立期間④については、申立人は、D社でE職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとするD社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できなかった。

また、申立人は、申立期間において、国民健康保険に加入している。

さらに、申立期間に申立人が雇用保険の被保険者となった事実は見当たらない。

なお、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間とは異なる昭和 63 年 4 月 21 日から同年 12 月 26 日まで、F社G支社で勤務しており、また、H国民健康保険組合の記録によると、申立人は、同年 4 月 21 日から同年 8 月 22 日まで、同社において厚生年金保険の加入対象ではない第二種組合員となっている。

さらに、申立人が上司及び同僚であったとする者は、いずれも「私は、F社で勤務していた。」と陳述している。

そこで、F社に申立人の勤務状況等について照会したところ、「申立人が当

社で勤務した記録は見当たらない。申立期間当時、E職については、雇用保険及び健康保険組合には加入させていたが、厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」との回答があった。

加えて、当該同僚は、「私はE職であったが、F社で勤務していた期間の厚生年金保険加入記録は無い。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から同年12月まで
② 昭和24年12月20日から31年12月まで
③ 昭和32年6月から35年5月まで

申立期間①については、私は、A学校を卒業し、学校の紹介でB社に勤務したのに厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

また、申立期間②については、C社に昭和24年7月から31年12月まで勤務したのに厚生年金保険加入記録は24年7月20日から同年12月20日までしかないのは納得できない。

さらに、申立期間③については、昭和32年6月から35年5月までD社に勤務したのに厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てしているところ、同社の申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、同社も既に廃業されていることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

一方、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和17年6月1日に適用事業所となり、20年11月27日に適用事業所では無くなった後、23年7月17日に再び適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

なお、同社が適用事業所となっている間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが申立人に係る記録は無い。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

申立期間②について、申立人はC社に昭和35年12月まで勤務していたとしているものの、社会保険事務所の記録によると、同社は26年1月10日に適用

事業所で無くなっており、申立期間②のうち、同年1月10日以降は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人はC社が廃業する前に同社を退職したとしているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に被保険者資格のある複数の同僚（C社を昭和25年5月29日と26年1月9日に退職。）は、「申立人の勤務期間は分からないが、申立人は私より先にC社を退職した。」との陳述とも符合していることから、申立人は昭和25年ごろまでには同社を退職していたと考えられる。

なお、申立人はC社を退職後、同社の親会社であるE社の指示でF市及びG市の関連事業所で勤務したとしているが、申立人はこれらの事業所名を覚えていない上、同僚調査においてもこれらの事業所の存在を確認することができなかった。

さらに、C社の当該期間の事業主は既に亡くなっており、同社も既に適用事業所では無くなっていることから、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

申立期間③については、同僚の一人が、「申立人の勤務期間及び雇用形態は分からないがD社で働いていた。」と陳述していることから、在職期間は特定できないものの、申立人は当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

一方、社会保険庁の記録では、申立人は、当該期間のうち、昭和33年11月1日から34年10月1日までH社において厚生年金保険被保険者資格が認められる。

また、D社は、「当社では当時の正社員の社員名簿を保有しているが、この中に申立人の名前は無い。また、当社では当時正社員及び臨時社員を合わせて100人以上のI職が働いていたが、このうち8割ほどが臨時社員で占められており、これらの人は厚生年金保険には加入していない。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管するD社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記録がある同僚に照会したところ、そのうち5人から、「D社に入社後2年から6年ほどは臨時社員の期間があり、この間は厚生年金保険には加入していない。」との陳述があった。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、当委員会において申立人から直接意見の陳述を受けたが、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から同年12月31日まで

私は、A社の代表取締役として厚生年金保険に加入していたが、社会保険庁の記録では、平成2年6月1日から同年12月31日までの厚生年金保険の標準報酬月額が14万2,000円になっている。

私は、当時の月給は100万円あり、それに対する厚生年金保険料を支払っていたはずである。さかのぼって標準報酬月額を下げるような届出はしておらず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日（平成2年12月31日）から3か月後の平成3年3月28日付けで、申立期間について、さかのぼって14万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人が申立期間及び遡及訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認でき、また、社会保険庁の記録において、申立人を除く同社の厚生年金保険被保険者は、平成2年11月1日及び同年12月1日に被保険者の資格を喪失しており、適用事業所で無くなった日である同年12月31日における被保険者は申立人のみであったことが確認できる。

さらに、申立人は、「さかのぼって標準報酬月額を下げるような届出はしていない。」旨申し立てているものの、「会社が社会保険から脱退する時に、自己破産しており社会保険料が支払えないため、社会保険事務所から遡及訂正の話をされて応じたことがあったと思う。」とも陳述してい

ることから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月24日から25年6月1日まで

私は、高校を卒業後の昭和24年3月24日からA社（現在は、B社。）C部門に臨時社員として入社し、27年6月1日から正社員になった。厚生年金保険の資格の取得が臨時社員の雇用期間の途中の25年6月1日とされていることが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録（昭和24年4月16日に資格を取得、58年11月30日に離職）及びB社の回答から、雇用形態は特定できないものの、申立人が昭和24年4月16日からA社C部門に勤務していたことが認められる。

しかし、B社提出の厚生年金被保険者台帳から、申立人は同社において社会保険庁の記録どおり、昭和25年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、また、臨時社員として入社したとする同僚について社会保険庁の記録をみると、雇用保険の資格取得日の約1年後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、正社員として入社したとする複数の同僚はいずれも、「正社員として入社した者であっても試用期間を経てから厚生年金保険に加入した。」と回答していることから、申立期間当時のA社においては、試用期間等により入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

加えて、B社は、「試用期間等の厚生年金保険に加入していない期間については給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 2 日から 32 年 9 月 16 日まで
私は、申立期間においてA社で勤務し、D業務の仕事をしていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人主張のB市に所在していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、管轄法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、A社の事業主、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

加えて、申立てに係るA社と類似名称のE社（C市所在）について、社会保険事務所の記録を確認したが、昭和30年8月15日全喪との記録があり、同事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から29年1月14日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和28年7月1日に正社員として採用され、申立期間も含め30年3月25日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかし、A社の現事業主は、「申立期間当時の従業員に関する資料は、焼失し保有しておらず、申立人が申立期間において当社に勤務していたことを確認することはできない。」と陳述しているほか、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため、これらの者からは申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人については、二人とも既に亡くなっており、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した同僚からも申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

さらに、上記名簿の申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえないところ、A社の現事業主は、「厚生年金保険に加入させていない者から保険料を控除することはあり得ない。」と陳述している。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による

検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事業等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 22 日から 45 年 1 月 1 日まで
② 昭和 45 年 1 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 1 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社（現在は、B社。）での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 44 年 4 月 22 日となっているが、私は、同年 12 月 31 日に休職するまで同社に勤務していたはずであり、資格喪失日は 45 年 1 月 1 日である（申立期間①）。

また、社会保険庁の記録では、私が F 社に勤務していた昭和 45 年 1 月 1 日から 47 年 12 月 31 日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている（申立期間②）。

さらに、昭和 48 年 1 月 1 日から A 社に再度勤務したが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険加入期間が無い。社会保険庁の記録では、49 年 1 月 1 日から国民年金保険料を納付しているため、それまでの期間は同社での厚生年金保険に加入していたはずである（申立期間③）。

申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社がC協会に提出した「E職変更登録申請書」及び「E職協同事務所変更報告書」から、申立人は、昭和 44 年 4 月 1 日に同社の事業主の一人となっていることが確認でき、厚生年金保険法では、個人事業所の事業主は厚生年金保険の被保険者となることはできないことから、申立人は、事業主となった日付とのずれがあるものの、申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年 4 月 22 日とする手続が行われたものと考えられる。

また、申立人提出の昭和 44 年分の所得税の確定申告書控えの社会保険料控

除欄には、「健康保険・厚生年金、11,250」との記載が確認できるところ、社会保険庁の記録から算定した申立人のA社における同年1月から同年3月までの厚生年金保険料及び健康保険料の合計額は1万1,250円であり、同確定申告書控えの社会保険料控除欄記載の金額と一致する上、同控除欄には、「D市国民健康保険、26,647」の記載が確認でき、申立人は、申立期間①に国民健康保険に加入していたものと考えられる。

さらに、A社の共同経営者とされるE職3人の同社での厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、うち2人は、申立期間①に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが社会保険庁の記録から確認できる。

加えて、B社は、「当時の賃金台帳等は廃棄済みであり、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨回答している。

申立期間②について、申立人提出の昭和45年分から47年分までの所得税の確定申告書控えには、F社からの給与所得を受けていたとされる記載が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に在籍していたことが推定できる。

しかし、F社は、社会保険庁に適用事業所としての記録は無い上、同社の事業主は既に死亡しているため、申立期間の厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

また、申立人提出の昭和45年分の所得税の確定申告書控えの社会保険料控除欄には、G国民健康保険組合に加入していたことをうかがわせる記載が確認できる上、46年分及び47年分の所得税の確定申告書控えの社会保険料控除欄に計上された社会保険料額は、G国民健康保険組合の保険料額と一致していることから、申立人は、申立期間②にG国民健康保険組合に加入していたものと考えられる。

申立期間③について、B社は、「申立人は、昭和48年1月1日から同年12月31日までA社に常勤H職として勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間に同社に在籍していたことが推定できる。

しかし、昭和48年分の所得税の確定申告書控えの給与所得額から推計した標準報酬月額に基づき試算した厚生年金保険料及び健康保険料の合計額は、同確定申告書控えの社会保険料控除欄に計上された金額と大きく乖離^{かい}しており、申立人がA社での給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

また、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者

として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月23日から47年6月21日まで

私は、昭和44年4月2日から49年7月20日までA社に正社員として勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和45年4月23日から47年6月21日までが厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月2日から49年7月20日までA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社から提出された「人名簿」を見ると、申立人は、昭和44年4月2日に同社に入社し、45年4月22日に退社後、47年6月21日に再入社し、49年7月20日に退社した旨記載されており、当該記録は、申立人の雇用保険加入記録と一致している。

また、A社は、「在籍していない期間の厚生年金保険料を控除することは無い。また、すべての従業員を直接雇用しており、子会社及び関連会社への転籍・出向及び派遣も無かった。正社員だけではなく、パート及びアルバイト従業員についても、厚生年金保険加入手続を行っており、雇用形態の変更により被保険者資格の取得及び喪失手続を行うことは無い。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 15 年ごろから 17 年ごろまで
② 昭和 17 年ごろから 20 年ごろまで

私の夫は、昭和 15 年ごろから 17 年ごろまで A 社 B 工場に勤務し (申立期間①)、同年ごろから 20 年ごろまで C 社 D 工場に勤務していた (申立期間②)。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、労働者年金保険法 (昭和 16 年法律第 60 号) 施行日の昭和 17 年 6 月 1 日までの期間は、制度上、労働者年金保険被保険者となることができない期間である。また、同年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間については、申立人の妻は、「申立人は、E 業務を行っていた F 職である。」と陳述しているところ、労働者年金保険法上、筋肉労働者の男子職員のみが同法の被保険者となるとされており、非筋肉労働者の男子従業員への適用の拡大は、同年 6 月 1 日に厚生年金保険法 (昭和 19 年法律第 21 号) が施行された以降の期間となることから、当該期間について労働者年金保険被保険者であったと認めることはできない。

申立期間②のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われておらず、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②のうち、昭和19年10月1日から20年ごろまでの期間については、C社が提出した「社籍簿」から、申立人が同年4月1日から同年10月10日まで同社に在籍していたことが確認できるものの、同社は、「社籍簿から確認できる在籍期間を含めて申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨回答している。

さらに、申立人の妻が申立人の上司として名前を挙げた同僚二人は、既に死亡している上、申立人の妻は当該同僚二人以外の同僚の名前を思い出すことができないことから、申立人のC社D工場での勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月 1 日から 50 年 1 月 31 日まで
② 昭和 50 年 1 月 31 日から 60 年 1 月 31 日まで

私は、昭和 47 年 12 月 1 日から 50 年 1 月 31 日まで A 社及び同社が名称変更した B 社に C 事業部等の D 職として勤務していた（申立期間①）。

また、私は、昭和 50 年 1 月 31 日から 60 年 1 月 31 日まで E 社及び F 社に C 事業部等の D 職として勤務していた（申立期間②）。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚の陳述から、在籍期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に在籍していたことが推定できる。

しかし、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認でき、同社の管理職をしていたとする同僚は、「D 職の社員は、厚生年金保険に加入させていなかった可能性がある。」旨陳述しているところ、申立人が自身と同じ D 職の同僚として名前を挙げた 5 人の同社での厚生年金保険加入記録も見当たらない。

また、A 社は、昭和 50 年 1 月 31 日に適用事業所では無くなっており、当時の事業主は死亡している上、事務担当者は所在不明であるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

なお、申立人は、「A 社は、申立期間中に B 社に名称変更しており、私を含む A 社の社員は、引き続き、B 社に勤務した。」旨陳述しているところ、A 社の複数の同僚に照会したものの、いずれの同僚も「そのようなことがあった記憶は無い。」旨陳述している上、A 社の商業登記簿を見ても、事業所名称の変更の事実は確認できない。

さらに、申立人が勤務していたとするB社は、社会保険庁に適用事業所としての記録は無く、同社所在地とされるG市H区を管轄する法務局に商業登記簿の記録も無い。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間に国民年金に加入し国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

申立期間②について、E社は、昭和50年3月1日に適用事業所では無くなっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間のうち、同日以降において同社は適用事業所とはなっていない。

また、E社の当時の事業主は、「申立人は、私が代表取締役を務めていた当社には在籍していなかった。私は、昭和50年3月ごろに当時の専務取締役に会社を譲渡し、同専務がF社を設立しており、申立人は、同社が設立されるまでA社に在職していたと思う。」旨陳述している上、同事業主が保管するE社の社会保険の手続書類にも申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A社で管理職を務めていたとする同僚は、「申立人は、F社の事業主が同社設立時に『D職の人材がほしい。』と要望していたため、A社を退職後に同社に入社したと思う。」旨陳述していることから、期間の特定はできないが、申立人が申立期間のうち、昭和50年3月以降にF社に在籍していたことは推定できるものの、同社は、社会保険庁に適用事業所としての記録が無い。

加えて、F社の事業主及び経理事務担当者とされる同僚は、既に死亡しているため、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

また、F社の事業主については、E社での被保険者資格の喪失日の昭和50年3月1日以降の厚生年金保険加入記録は見当たらない上、D業務事務担当者は同年3月1日から57年7月1日まで国民年金に加入し保険料を納付済みであること、及び申立人が名前を挙げた同僚は50年3月1日から平成2年10月1日まで厚生年金保険に未加入であることが、社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間②のうち、昭和50年1月から53年6月までの国民年金保険料が現年度納付されていること、及び54年1月から57年3月までの国民年金保険料が申請免除されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から45年6月ごろまで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨回答をもらった。同社には、昭和36年5月1日から45年6月ごろまで継続して勤務している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿において、昭和38年7月から45年12月まで夫の被扶養者として記録されていることが確認できる。

また、B社は、「申立人が勤務していたとする当社C支店のD職厚生年金保険適用者の加入記録カードに申立人が称していたとする複数の氏名は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、「昭和37年5月に結婚したことを機会に、A社における厚生年金保険被保険者の氏名を実妹の氏名から、本名の氏名に変更の手続をしてもらった。」と陳述しているが、昭和41年10月まで実妹の氏名で同社の厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月1日から5年10月1日まで
② 平成6年2月ごろから同年10月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、D社。）に勤務していた期間（申立期間①）及びB社に勤務していた期間（申立期間②）について、記録が無いとの回答があった。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA社に勤務していたことは、同社の社会保険台帳、C健康保険組合の健康保険資格証明書及び雇用保険の記録により確認できる。

しかし、D社が保管する申立人の賃金台帳兼源泉徴収書簿の厚生年金保険欄には控除額の記載は無い。また、同社の社会保険台帳で申立人の厚生年金保険欄に「本人申出未加入」の記載が確認できることについて同社は、「申立人本人からの申し出により厚生年金保険は未加入とした。申立人の厚生年金保険の加入手続、保険料の控除及び納付は行っていない。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人がB社に勤務していたことが同社の定期昇給明細書及び雇用保険の記録により確認できる。

しかし、B社の事業主は、「ある程度の試用期間を終えた後、定期昇給と同時に社会保険加入について従業員に説明していた。申立人についても、説明した資料として、定期昇給明細書が残っているが、平成6年7月の厚生年金保険資格取得確認通知書に名前が無いことから、申立人より保険加入を断られたと思われる。申立人の厚生年金保険の加入手続、保険料の控除及び納付は行って

いない。」と回答している。

また、申立人は、前勤務先事業所の健康保険組合において、任意継続被保険者の資格を取得しており、申立期間は、任意継続被保険者期間であったことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 8 月 29 日から 41 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 8 月 ころまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨回答をもらった。申立期間①については、A社B工場に係る雇用保険及び厚生年金保険の加入時期に違いがみられ、申立期間②については、A社B工場に引き続いて勤務し、申立期間③については、C社に引き続いて勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人は、A社本社で申立期間①に当たる昭和 40 年 3 月 16 日に被保険者資格を取得している。

しかしながら、雇用保険の記録が、申立事業所のA社B工場ではなく、本社において確認されたことから、本社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①の被保険者記録を確認するも、申立人に係る被保険者記録は確認されなかった。

また、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じく昭和 40 年 4 月 1 日に同社B工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚の雇用保険の記録を調査したところ、いずれの同僚も申立人と同じく同年 3 月 16 日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同社B工場では会社の方針として、入社した従業員の雇用保険と厚生年金保険の加入時期について、異なる取り扱いを行っていたことが推察される。

さらに、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①において健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

申立期間②については、申立人は、A社B工場に引き続いて勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人は、A社本社で申立期間②前の昭和40年8月28日に離職し、申立期間②に雇用保険の被保険者であったことは確認できない。

また、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②中に同社B工場で被保険者資格を取得又は喪失していることが確認できる複数の同僚に、申立人の申立期間②中の勤務状況について聴取したが、申立人のことを記憶している同僚はいなかった。

さらに、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿では、昭和40年9月に同年8月29日の被保険者資格の喪失に伴って申立人から健康保険証が返納されたことを示す「証返」の文字が確認できる。

このほか、A社B工場は、昭和52年12月1日、本社は、平成6年4月26日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主等については生存状況を含めて所在が不明であることから、これらの者から同社B工場における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③については、申立人は、C社に引き続いて勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、C社勤務当時の同僚について、仕事内容の異なる同僚の名前を挙げているが、同氏については、昭和41年9月1日に同社の被保険者資格を喪失しており、また、「当時、申立人がC社で働いていたことは覚えているが、その期間までは思い出せない。」と陳述している。

また、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③中に同社で被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚に、申立人の申立期間③中の勤務状況について聴取したが、申立人のことを記憶している同僚はいなかった。

さらに、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、昭和41年12月に同年8月1日の被保険者資格の喪失に伴って申立人から健康保険証が返納されたことを示す「証返」の文字が確認できる。

加えて、C社では、「当時の経理担当者は既に辞めており、関係する資料も一切処分しているため、申立人に係る社会保険の届出及び保険料納付の有無について確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店に勤務していた期間の加入記録は無いとの回答をもらった。同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた資料(試採用に関する勤務契約書及び申立人記載の退職届)により、申立人が申立期間の一部において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「厚生年金保険の被保険者資格取得届を提出する前に、申立人が無断で退職したため、厚生年金保険被保険者として加入手続を行わなかった。厚生年金保険料も給与から控除していない。」と回答している。

また、A社は、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の加入手続を併せて行っているとしているが、C健康保険組合において申立人の加入記録は無く、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。